

令和 3 年度税制改正に関する要望

令和 2 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の甚大な影響を受け、国難とも言うべき厳しい局面に置かれております。経済活動の抑制を強いられたことで内外の需要が停滞するとともに、雇用や GDP 等についても落込みが見られる事態となっており、先行きが厳しい状況が見込まれているところです。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては、感染症が収束した後の新しい未来に向けた新たな経済社会の姿を実現するために、感染症拡大防止策と経済活動の段階的引上げを進めるとともに、変化を取り入れて多様性を活かすことによりリスクへの耐性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性を活かした経済社会の実現を目指す方針が取りまとめられました。

我々証券業界及び資産運用業界としても、新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、国際金融都市としての地位向上、我が国経済の一層の発展及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に資するよう、以下に掲げる課題に全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和 3 年度（2021 年度）税制改正に関し、感染拡大の防止と迅速かつ効率的な事務手続を実現する観点から、税法上の各種届出等のデジタル移行を進めること、総合取引所の発足を踏まえ、投資者の選択肢を広げリスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、金融所得課税の更なる一体化を進めること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税評価を見直すこと、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するため NISA 制度の拡充・利便性向上を図ることなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に係る税制措置

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること
- ② 世界的な経済活動の抑制による国民の収入又は手持ち資金の減少に対応するために、勤労者財産形成貯蓄制度における換金時の遡及課税の免除等の措置を講じること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること

II 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に係る税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること（注1、2）
 - （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
 - （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 以下の非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われているもの
- ③ 個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要）とすること
- ④ 電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆるセキュリティ・トークンに該当する有価証券）について、以下の措置を講じること
 - 金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理（金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託）を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めること
 - 電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすること

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資家の資産選択を歪めることがないように、以下の措置を講じること
 - 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ② 投資家が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする
- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

IV 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA の拡充・利便性向上等

- ① 令和 2 年度税制改正による NISA 制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとする
- ② 企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること
- ③ つみたて NISA の投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- ④ つみたて NISA において、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- ⑤ NISA 口座から特定口座への払出の際に、移管元の NISA 口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- ⑥ 被相続人が一般 NISA・つみたて NISA で保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑦ NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

2. NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA 制度を恒久化又は延長すること
- ② NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ③ 取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の見直し（特に第 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
 - 中途引出要件の緩和
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 国民年金の第 3 号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

V 「国際金融都市」としての地位向上のための税制措置

- 金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入に係る環境整備に資するための税制措置を講じること

VI 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

VII SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

VIII 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

1. 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

IX 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ① 源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行う場合と整合的なものとする
- ② 上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税を繰延べるとともに、当該上場株式が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

X その他の税制措置

- 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること
- 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること
- 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上

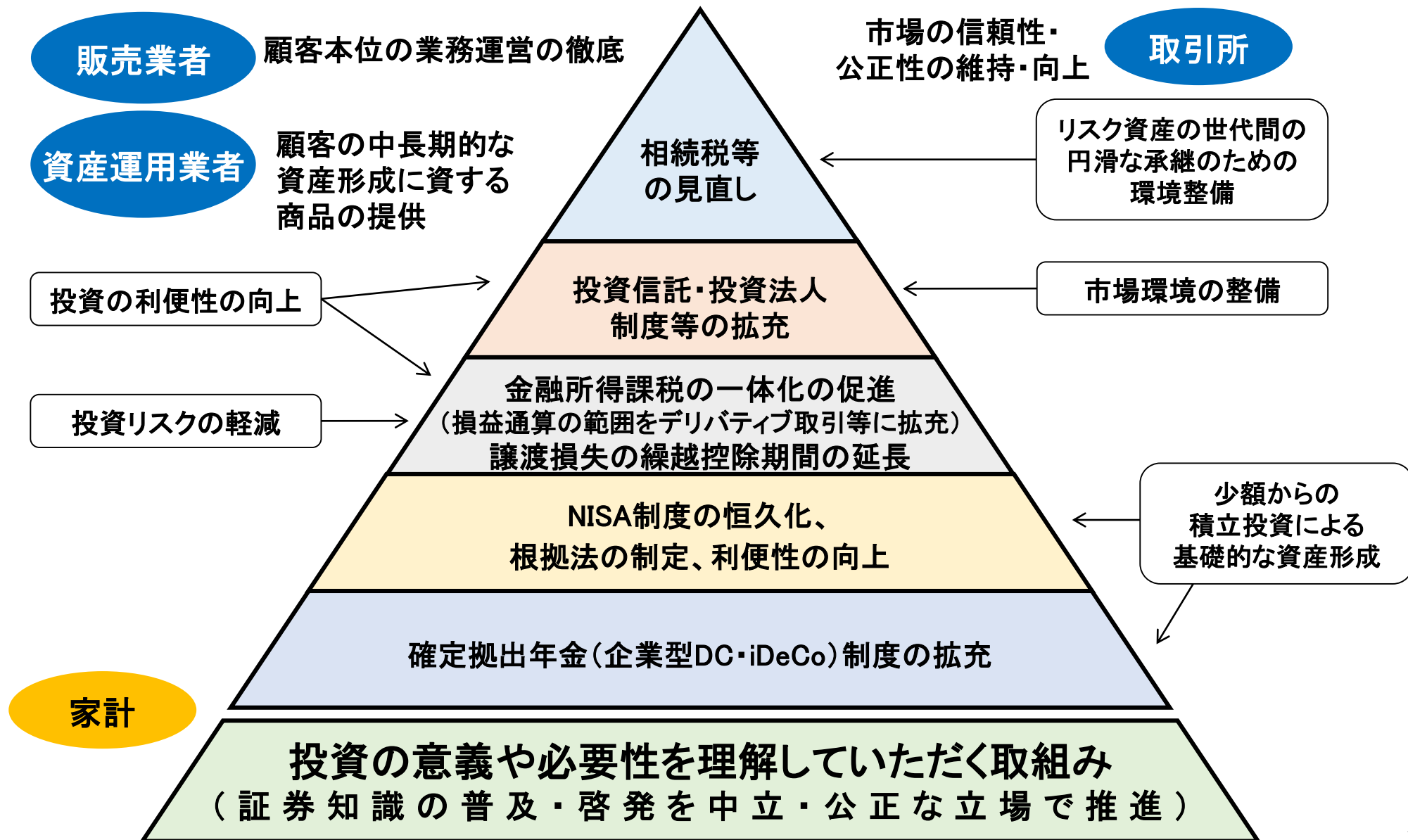
令和3年度税制改正に関する要望

【要望項目説明資料】

令和 2 年 9 月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進、SDGsに貢献する証券市場を目指して



令和3年度税制改正に関する要望

I 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策等に係る税制措置

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること
- ② 世界的な経済活動の抑制による国民の収入又は手持ち資金の減少に対応するため、勤労者財産形成貯蓄制度における換金時の遡及課税の免除等の措置を講じること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること

II 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に係る税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること(注1、2)
(注1)現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引(外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。)の差金等決済に係る損益や
私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
(注2)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 以下の非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われているもの
- ③ 個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取り扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要)とすること
- ④ 電子記録移転有価証券表示権利等(いわゆるセキュリティトークンに該当する有価証券)について、以下の措置を講じること
 - 金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理(金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託)を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めること
 - 電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすること

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資家の資産選択を歪めることがないよう、以下の措置を講じること
 - 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ② 投資家が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする
- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

IV 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

◆ NISAの拡充・利便性向上等

- ① 令和2年度税制改正によるNISA制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとする
- ② 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること
- ③ つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- ④ つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- ⑤ NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- ⑥ 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑦ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

◆ NISA制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA制度を恒久化又は延長すること
- ② NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA法)を制定すること
- ③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の見直し(特に第2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること)
 - マッチング拠出の弾力化
 - 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること
 - 中途引出要件の緩和
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

V 「国際金融都市」としての地位向上のための税制措置

- 金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入れに係る環境整備に資するための税制措置を講じること

VI 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

VII SDGs(持続可能な開発目標)推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

VIII 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

◆ 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること
- ◆ 配当の二重課税の排除
- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

IX 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 特定口座の利便性向上

- ① 源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行う場合と整合的なものとする
- ② 上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税を繰延べるとともに、当該上場株式が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

X その他の税制措置

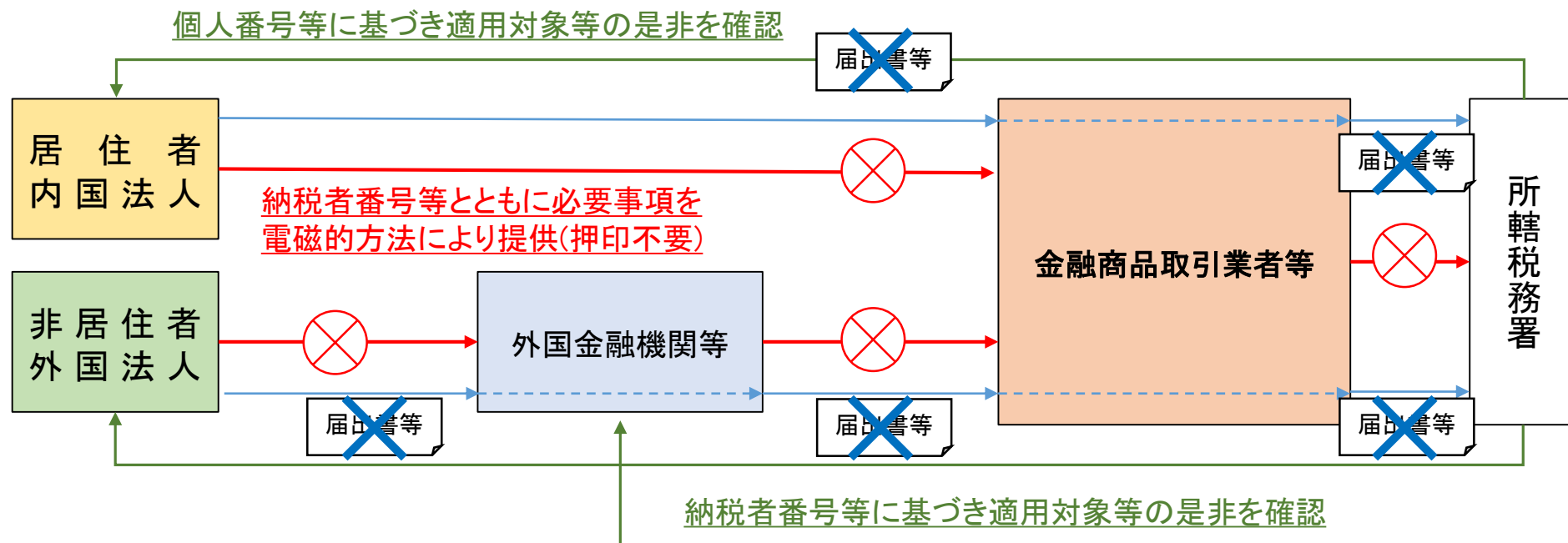
- 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること
- 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること
- 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

I 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策等に係る税制措置

【要望】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

新型コロナウイルス感染症の長期化及び再発等に備え、対面又は郵送等からデジタル対応への移行を進め、不必要な接触を減らすとともに迅速かつ効率的な事務手続を実現すべき。



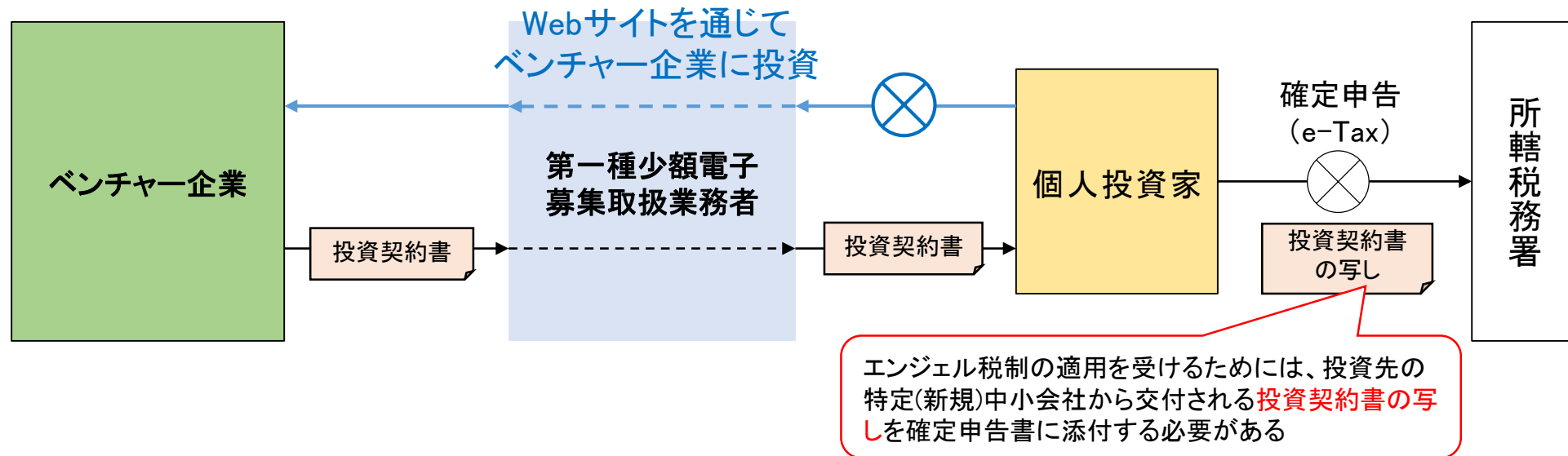
金融商品取引業者等が顧客等から提出を受ける届出書等の例

居住者	少額貯蓄非課税制度(所法第10条)、勤労者財産形成(住宅・年金)貯蓄制度(措法第4条の2、4条の3)等
内国法人	非課税申告書(所法第11条)、源泉徴収不適用申告書(措法第3条の3)等
非居住者	非課税適用申告書(措法第5条の2、第5条の3、第6条、第41条の13の3、第42条、第42条の2)、
外国法人	租税条約に関する届出書等(実特令第2条～第2条の5、第9条の5～第9条の9)等

【要望】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

- エンジェル税制の適用にあたって、第一種少額電子募集取扱業務者を經由して、特定(新規)中小会社と個人投資家が締結する「投資契約書」について、個人投資家への電磁的方法による締結及び確定申告時の電子データによる提出を可能としていただきたい



株式投資型クラウドファンディングによるWebを通じた投資及び電子申告・納税が可能に

参考条文等

特定中小会社株式の取得金額の控除制度

措法第37条の13、措令第25条の12、措規18条の15

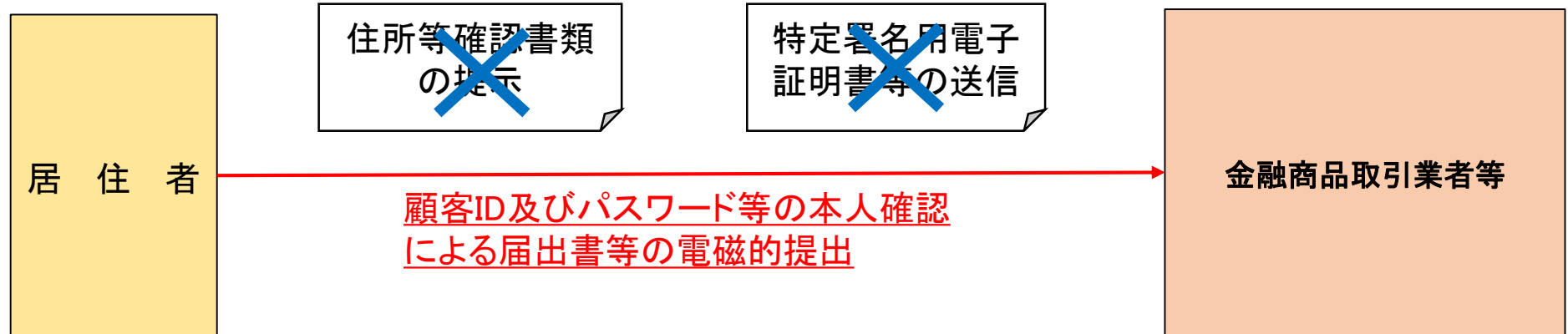
特定新規中小会社株式に係る課税の特例

措法第41条の19、措令第26条の28の3、措規第19条の11

【要望】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

- 顧客ID及びパスワード等による本人確認が十分に行える態勢が構築できている場合には、顧客から金融商品取引業者等へ電磁的提出が認められている届出書等につき、「住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信」を不要としていただきたい。



電磁的提出を行う場合に「住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信」を必要とする届出書等の例

居住者	NISA	非課税口座廃止届出書(措法第37条の14第21項)、金融商品取引業者等変更届出書(措法第37条の14第13項)、非課税口座内上場株式等移管依頼書(措令第25条の13の2第4項)等
	ジュニアNISA	未成年者口座廃止届出書(租法第37条の14の2第20項)、 未成年者口座内異動届出書(措令第25条の13の8第20項)等
	特定口座	特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書(措令第25条の10の2第12項第27号イ) 特定口座源泉徴収選択届出書(措法第37条の11の4第1項)等

【要望】

世界的な経済活動の抑制による国民の収入又は手持ち資金の減少に対応するために、勤労者財産形成貯蓄制度における換金時の遡及課税の免除等の措置を講じること

- 一定の要件を満たす居住者（新型コロナウイルス感染症感染又は緊急事態宣言により就業不能となり収入が減少した等）について、
- ① 勤労者財産形成貯蓄制度において保有する有価証券の換金時における遡及課税を免除すること
 - ② 確定拠出年金やジュニアNISA口座からの払出制限を緩和すること
 - ③ 確定拠出年金の月次拠出を猶予すること及びその後、事務遂行ができる状況となった際に後追いで拠出することを認めること
 - ④ iDeCoやNISA口座において管理される有価証券を担保とした貸付けを可能とすること、を要望いたします。

制度	遡及課税される場合	災害等の事由による課税免除
財形住宅貯蓄	一定の住宅の取得等以外の目的での払出し	あり(税務署への申出が必要)
財形年金貯蓄	年金としての支払い以外での払出し	あり(税務署への申出が必要)
ジュニアNISA	18歳未満での払出し	あり(税務署への申出が必要)
確定拠出年金	60歳未満での払出し	なし

【要望】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に、導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合、当該猶予額を導管制要件における支払配当要件(90%ルール)の分母から控除し、一時的に損金算入を認める等の措置を要望いたします。

Ⅱ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に係る税制措置

【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること(注1、2)

(注1) 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引(外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。)の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

(注2) 実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

損益通算の範囲をデリバティブ取引等や預貯金等にまで拡大

【要望】

以下の非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

- 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われているもの

【対象非上場株式の例】

株主コミュニティ銘柄

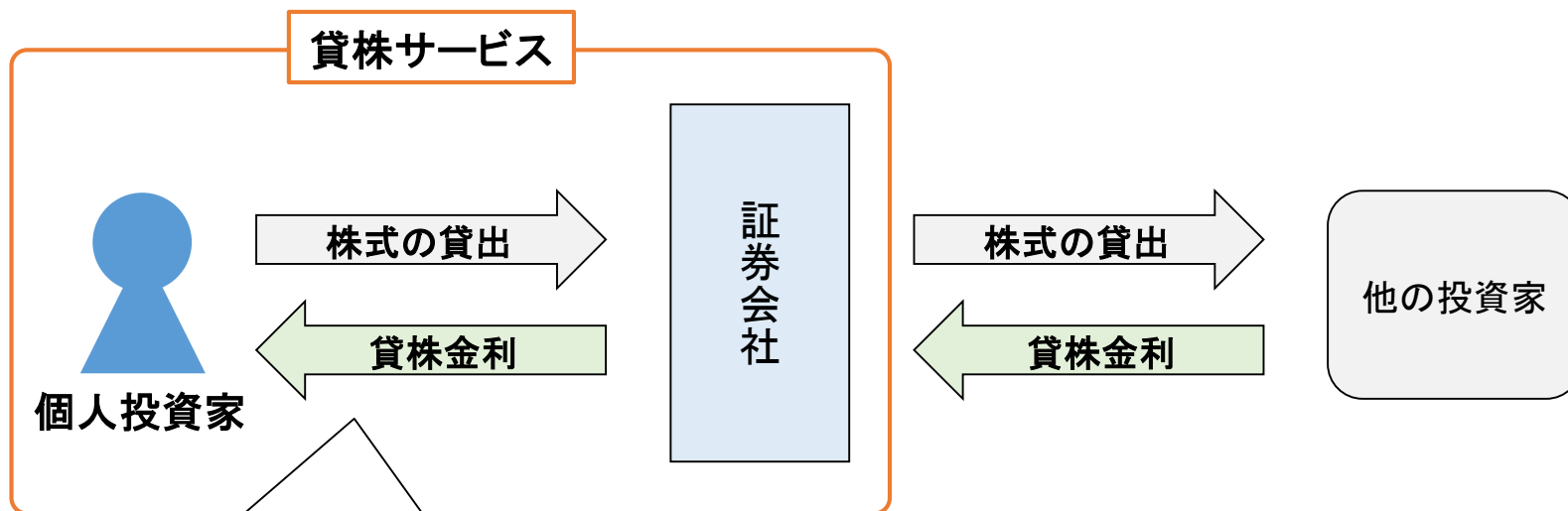
地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的に、証券会社が銘柄毎にコミュニティを組成
株主コミュニティの参加者は、その会社の役員、従業員、その親族、株主、継続的な取引先といった会社関係者のほか、新規成長企業等への資金供給により成長を支援する意向のある投資家や、地域に根差した企業の財・サービスの提供を受けている（又は受けようとする）ことから株主優待を期待する投資家などが想定されている

AA型種類株式 【日本・トヨタ自動車】

株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行
そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない
5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる

【要望】

個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要)とすること



【現行制度】

個人向けに提供している貸株サービスであっても、貸株金利が雑所得として分類され、個人投資家は確定申告が必要



確定申告が必要であることが、個人投資家にとって貸株サービスを利用するうえでのハードルになっている

個人投資家が受け取る貸株金利について、特定口座での源泉徴収の対象とすることを通じて

- ①貸株金利収入による投資家の資産形成の一層の推進
- ②貸株環境の改善に伴う市場流動性の向上
- ③貸株供給増加による決済面での市場安定性向上 といった効果が期待できる

【要望】

電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆるセキュリティ・トークンに該当する有価証券）について、以下の措置を講じること

- 金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理（金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託）を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めること
- 電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすること

金商法第2条第1項に掲げる有価証券 (1項有価証券)		金商法第2条第2項に掲げる有価証券 (2項有価証券)	
通常の1項有価証券	トークンに表示される有価証券		通常の2項有価証券
	既存の1項有価証券 (社債のトークン化など)	電子記録移転権利	電子記録移転権利から 除かれるもの

電子記録移転有価証券表示権利等

電子記録移転有価証券表示権利等の管理を、「保管の委託」に含めることにより、上場株式等に該当する電子記録移転有価証券表示権利等が特定口座に受入可能である点が明確化され、投資家の利便性向上が期待される

【金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度】

公社債市場の流通の状況に鑑み、公社債の円滑な流通に資する観点から、公社債の主たる取引者である一定の内国法人が支払を受ける一定の公社債の利子で、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録された公社債の利子については、所得税の源泉徴収不適用制度の対象とされている

(コンメンタール所得税法より抜萃)

電子記録移転有価証券表示権利等は、公社債の流通市場を現在よりも効率的なものにできる可能性があり、我が国の公社債市場の拡大と発展にも寄与することが期待されることから、現在の振替社債と同等の扱いとなるよう、源泉徴収の不適用制度の対象としていただきたい

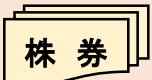
Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 資産間における相続税の負担感の差による投資家の資産選択の是正

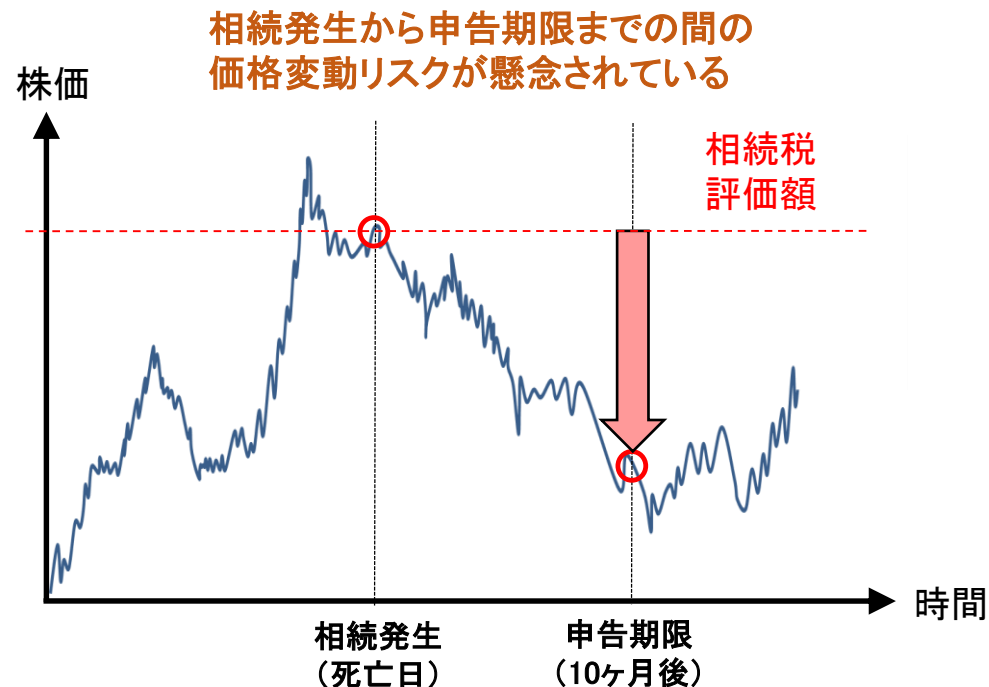
【要望】

上場株式等の相続税評価額を見直すこと

相続税評価額

 土地	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の <u>80%程度</u>
 建物	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の <u>50~70%</u>
 株券 上場株式	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の <u>100%</u>

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)



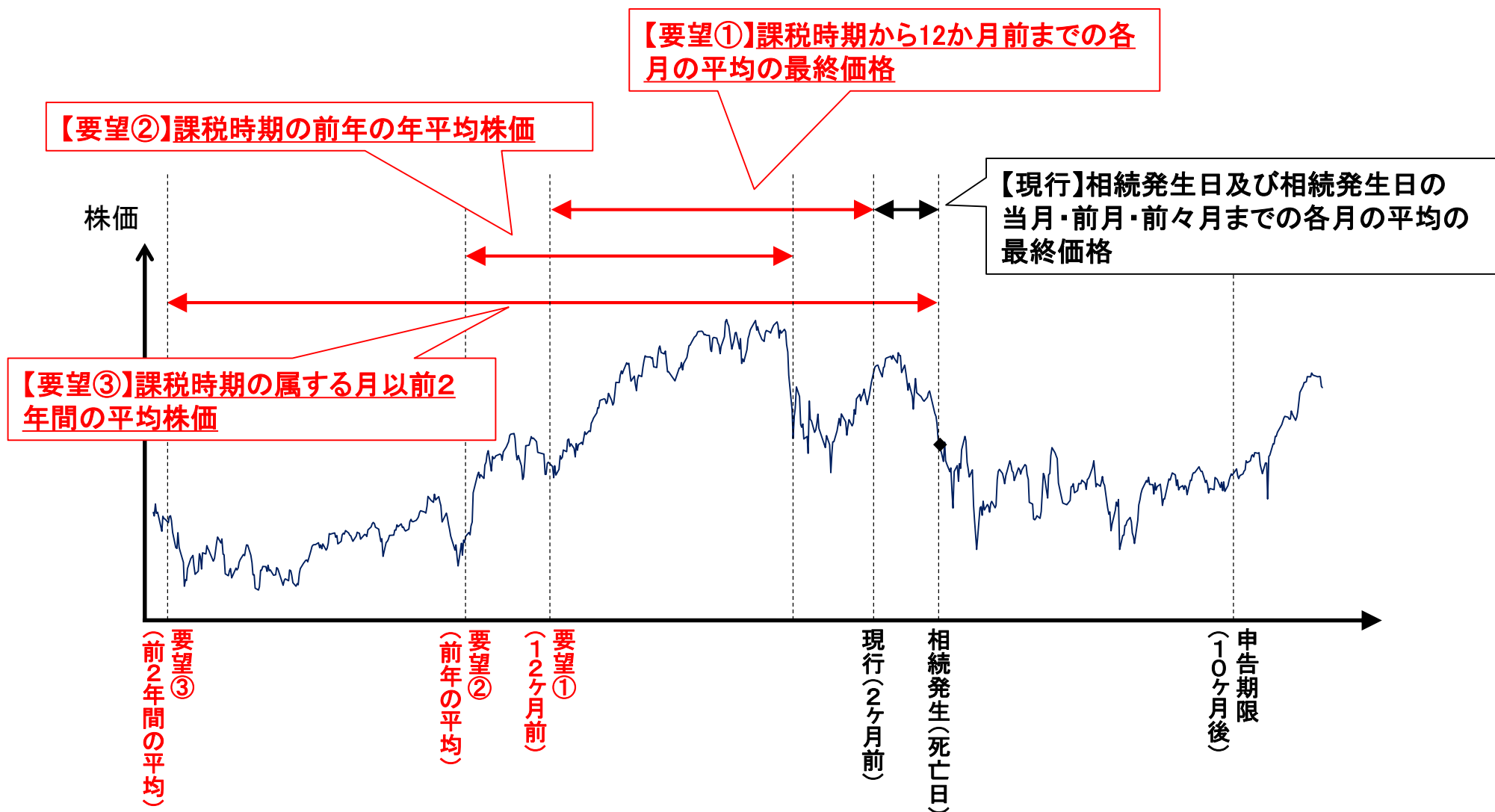
**上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから
評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき**

【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

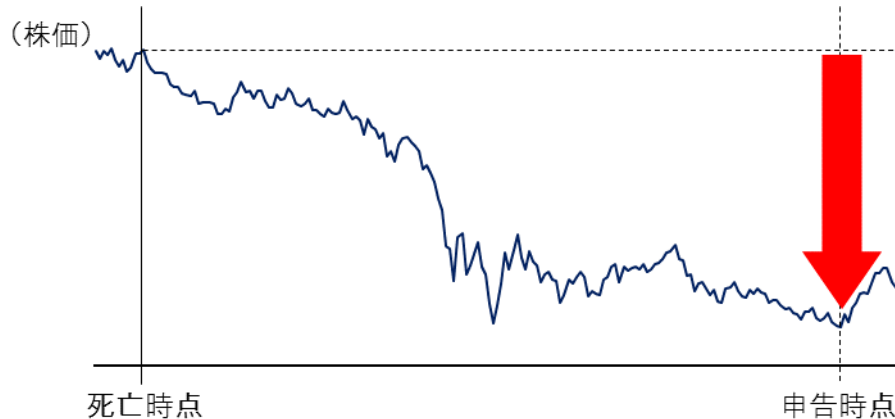
【要望】

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



【要望】

上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等に考慮し、例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

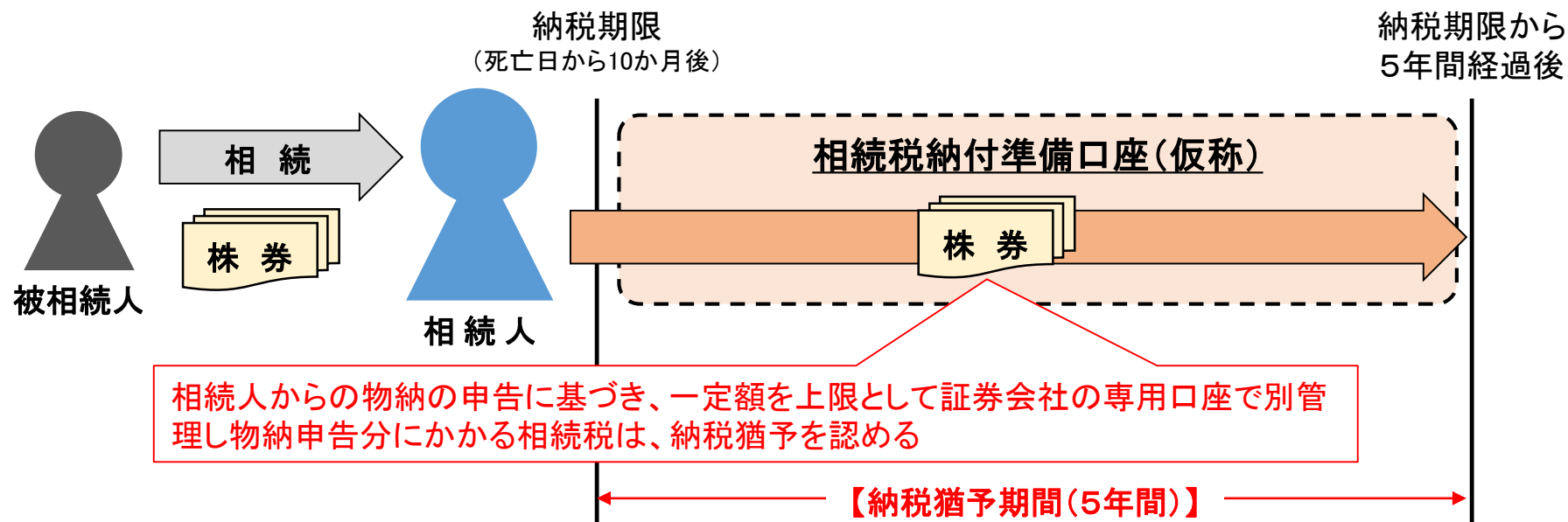
- 相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いが合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)。
- このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

(注)2017年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納が可能。なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額(死亡時の時価)とされているため、仮に会社更生手続き中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額(死亡時の時価)での物納が可能であり、救済になりうる。

◆ 投資家が上場株式等を安心して保有し続けられる環境の整備

【要望】

被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること



- 猶予期間中に相続税額を納付すれば、専用口座からの出庫・売却・出金が可能
- 猶予期間終了までに相続税額を納付しなかった場合は、専用口座内の上場株式等が物納される

【要望】

上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする

【物納の要件】

1. 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
2. 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

3. 『物納申請書』及び『物納手続関係書類』を期限までに提出すること

相続税物納申請書、物納財産目録、金銭納付を困難とする理由書、物納手続関係書類（振替株式等の所有者の振替口座簿の写し）

4. 物納申請財産が物納に充てることができる財産であること

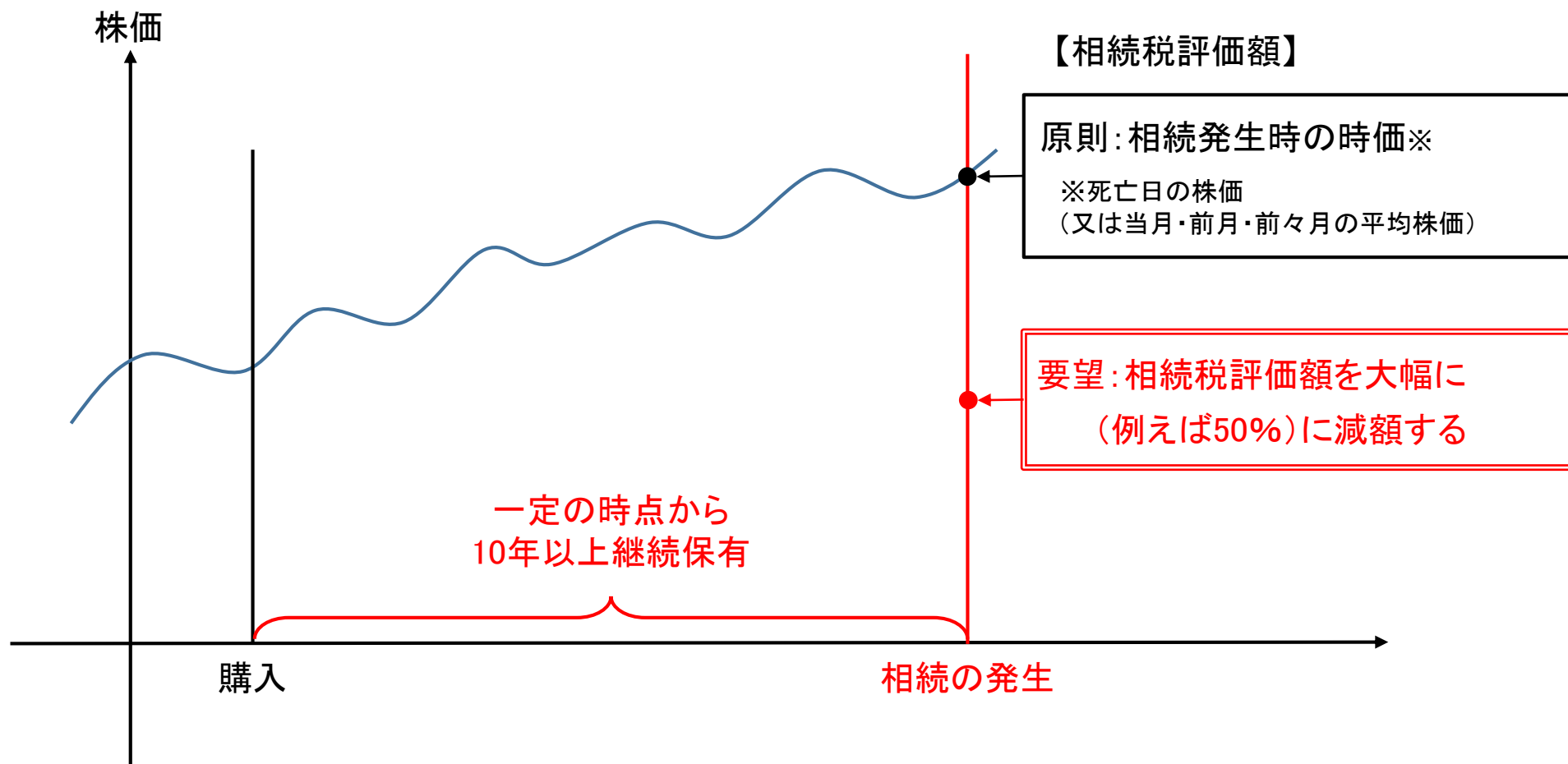
（参考）物納等有価証券（上場株式）の異動状況【年度中の増加】

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
数量（千株）	31,624	8,054	4,338	974	1,185	4,248	71	1,566	253	6,803
台帳価格（億円）	341	195	67	10	2	254	0	16	6	379

◆ 世代を通じた上場株式等への長期投資の促進

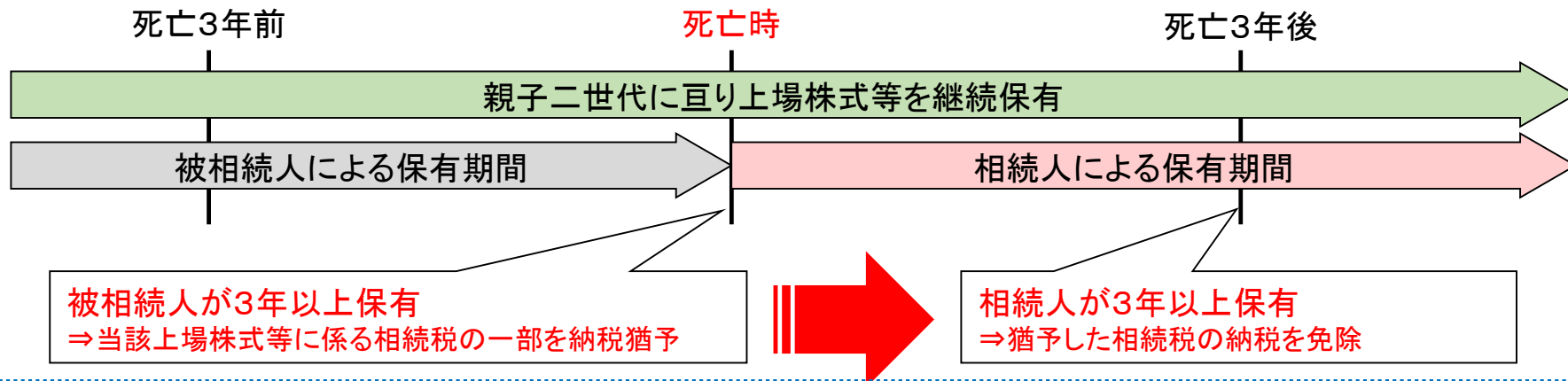
【要望】

上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

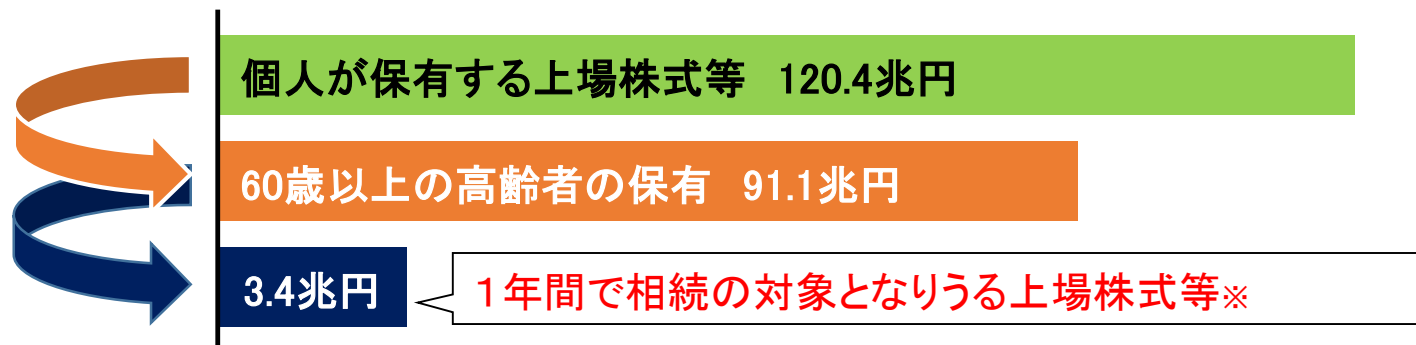


【要望】

被相続人が相続発生前の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること



（参考）60歳以上が保有する家計金融資産の推計について



- 3.4兆円分の上場株式等が、相続をきっかけに売却される可能性がある
- こうした「株離れ」が進展すれば、リスクマネーの供給が減り日本経済全体が停滞することに繋がりがかねない

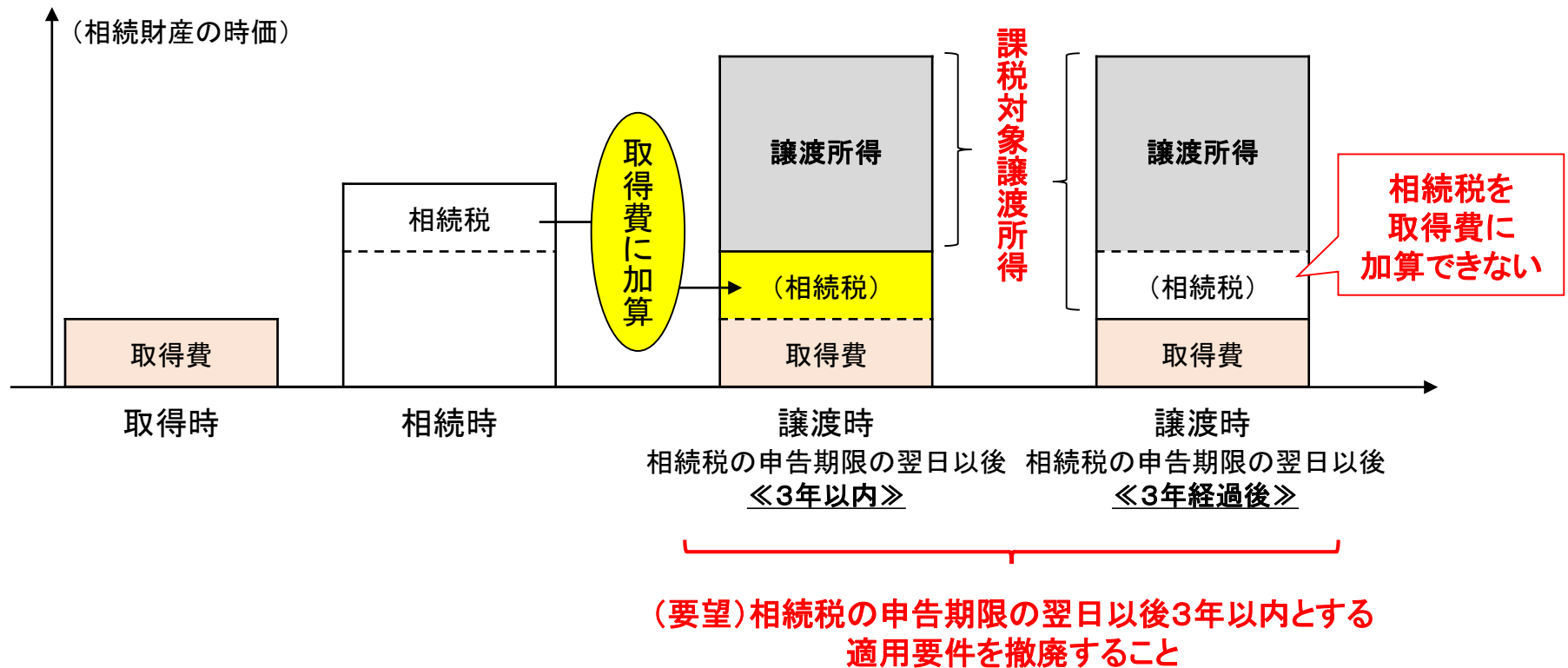
（注）第22回簡易生命表より60歳以上の高齢者が1年以内に死亡する確率を試算（3.75%）して算出。

（出所）日本取引所グループ、投資信託協会、総務省、厚生労働省データより日本証券業協会試算。

【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

○相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例（イメージ）

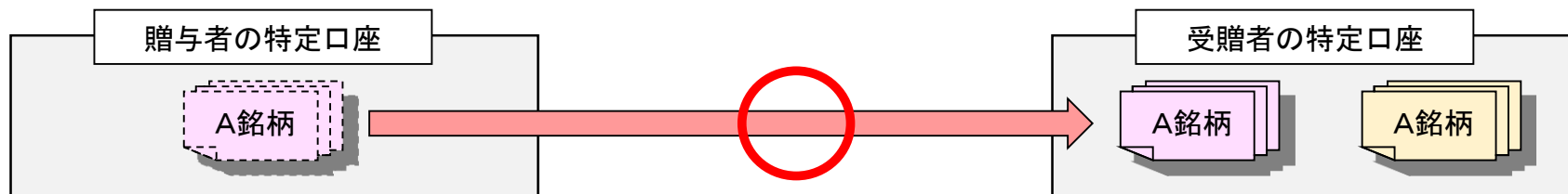


- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続きを行う必要がある。

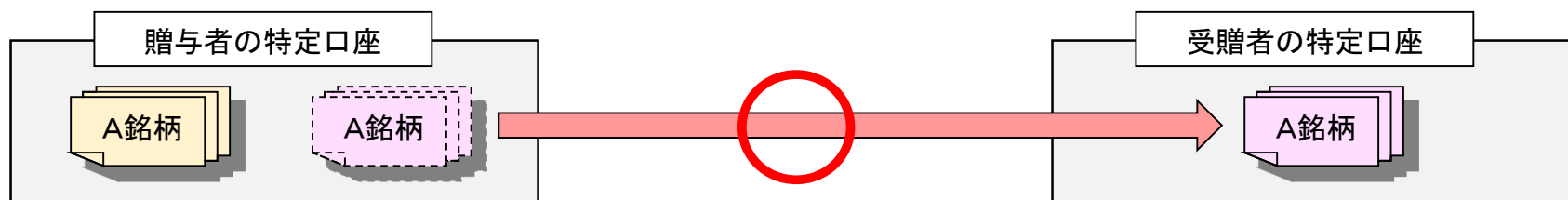
◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

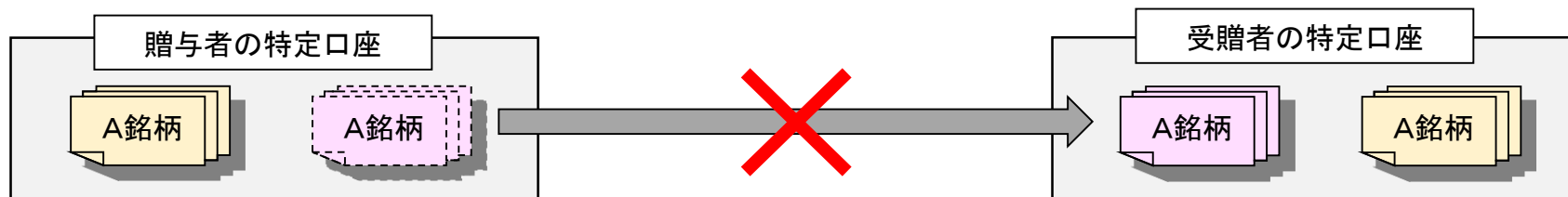
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

Ⅳ 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

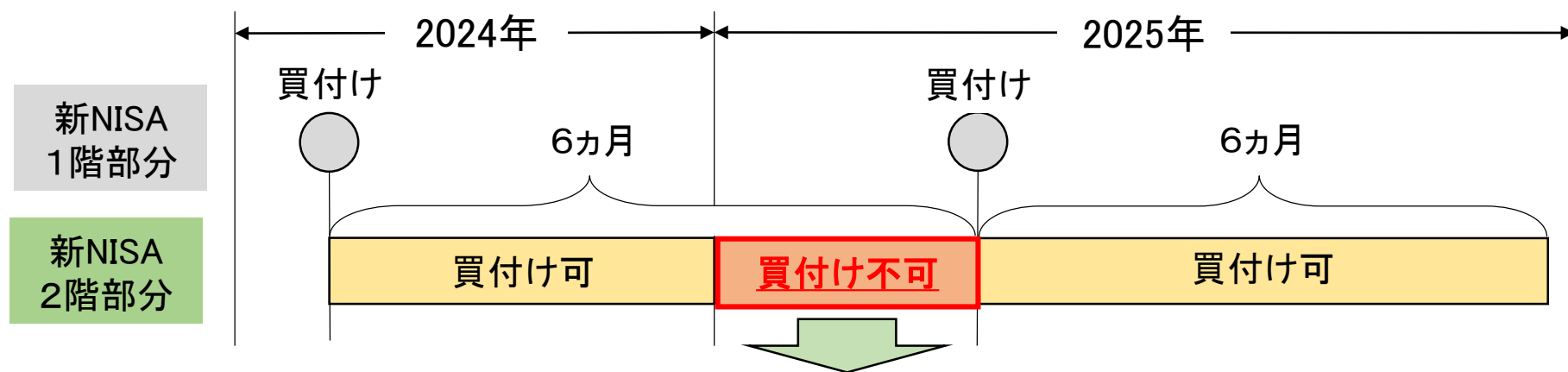
◆ NISAの拡充・利便性向上等

【要望】

令和2年度税制改正によるNISA制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとすること

【具体的要望内容】

- ✓ 特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れるための要件のうち、「特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れようとする日 **以前6ヵ月以内**」にその者の**その年分の特定累積投資勘定**において特定累積投資上場株式等を受け入れていること」とされているものを緩和すること【措令第25条の13⑮四イ(1)】



過去6ヵ月以内に1階部分で買付けを行っているものの、2025年に買付けを行っていないため、この期間、2階部分での買付けができない

⇒当該期間についても、2階部分での買付けを可能としていただきたい

【その他具体的要望内容】

- ✓ 特定累積投資勘定への受入れを行わないこととするための要件に、「令和6年1月1日前に金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設したこと」を追加すること【措令第25条の13⑮四ロ(1)】

【要望】

令和2年度税制改正によるNISA制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとする

	現 行	制度変更(予定)後	
	一般NISA	2024年以降の一般NISA	
		1階部分	2階部分(※1、2)
口座開設可能期間	2014年～2023年	<u>2024年～2028年</u>	
非課税保有期間	5年間	5年間	
年間拠出限度額	120万円	<u>20万円</u>	<u>102万円</u>
対象商品	上場株式、株式投信、ETF、REIT	つみたてNISAと同じ	<u>一定の要件を満たす上場株式等</u>
2階部分の対象商品について一定の要件を満たす上場株式等の要件の一部を緩和すること 【非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準(令和二年告示第七十七号第7条2項)】			
買付け方法	制限なし	積立投資のみ	制限なし
制度期限	2023年末まで	<u>2028年末まで</u>	
ロールオーバー (移管後の取得価額)	可能(※3) (移管時の時価)	つみたてNISAに 移管可能 (取得時の価格)	不可 ※非課税保有期間終了時 以外は可

- (注) 1. 新NISAの2階部分については、1階部分で、過去6か月以内に買付けを行っている場合に限り、利用可能
 2. ただし、以下のいずれかに該当する旨について届出を行った場合には、2階部分で上場株式のみを購入することが可能
 ①過去にNISA口座を開設していた者 ②過去に証券投資を行ったことがある者
 3. 現行の一般NISAで保有する商品については、新NISA(1階部分・2階部分)の非課税枠を費消して移管可能(拠出限度額(122万円)を超えていても可)

【要望】

企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること



【現行】

従業員から拠出された職場積立NISAの積立金に対して、奨励金を付与する企業もあるが、この奨励金も給与所得とみなされて所得税の課税対象となるため、奨励金に対する課税額分、従業員の手取りが減ってしまう



【要望】将来に備えた資産形成を多くの勤労者に取り組んでもらうためにも、一定の奨励金に対する非課税措置を講じ、制度の普及促進を図るべき

未来投資戦略2018(2018年6月15日)

[2]大胆な規制・制度改革

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

IV) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

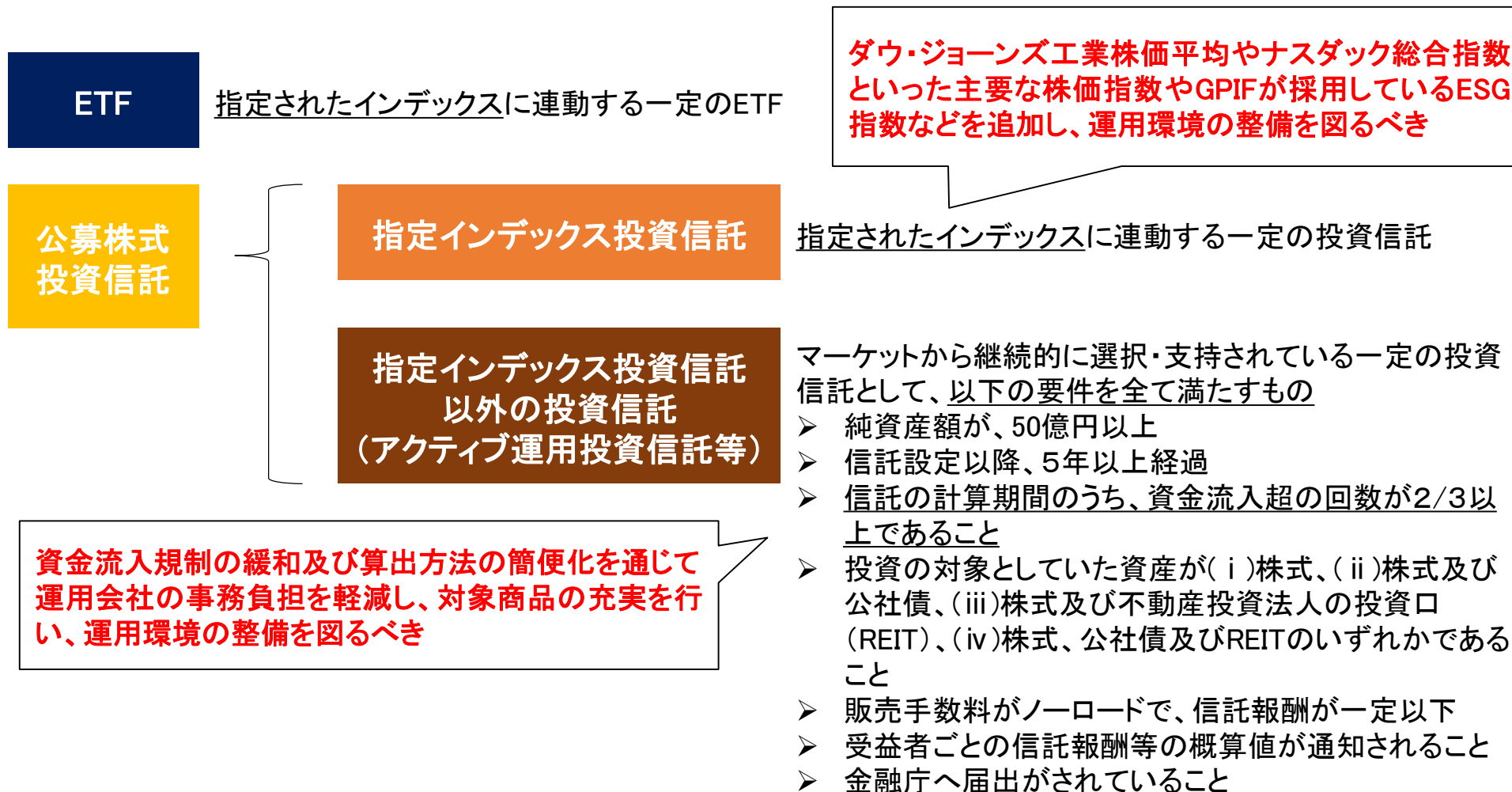
②家計の安定的な資産形成の促進

- 本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備(「職場つみたてNISA」の導入)を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を進める。

【要望】

つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること

つみたてNISAの投資対象商品の概要



【参考】つみたてNISAの対象となる指数一覧

	株式	債券	不動産投信
日本	・TOPIX、日経225、JPX日経400 ・MSCI Japan Index ・FTSE Blossom Japan Index ・MSCIジャパンESG セレクト・リーダーズ 指数 ・MSCI日本株 女性活躍指数 ・S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数	・NOMURA-BPI総合 ・DBI総合 ・NOMURA-BPI国債 ・Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index	・東証REIT指数
全世界	・MSCI ACWI Index ・FTSE Global All Cap Index ・S&P グローバル大中型株カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)	・Citi-group World Government Bond Index ・Barclays Capital Global Treasury	—
先進国	・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P 500 ・CRSP U.S. Total Market Index ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index ・Dow Jones Industrial Average ・NASDAQ Composite Index ・FTSE ALL-Share Index ・MSCI Europe Index ・FTSE Developed Europe All Cap Index ・Stoxx Europe 600 ・MSCI Pacific Index	・Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index ・Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index ・Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index	・S&P先進国REIT指数 ・S&P米国REIT指数 ・S&P欧州REIT指数 ・FTSE NAREIT エクイティREIT インデックス
新興国	・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index ・MSCI AC Asia pacific Index	・JP Morgan GBI EM Global Diversified Index Plus ・JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus	—

【要望】

GPIFにも採用されているようなESG指数を加えてはどうか

【要望】

海外の主要な指数を加えてはどうか

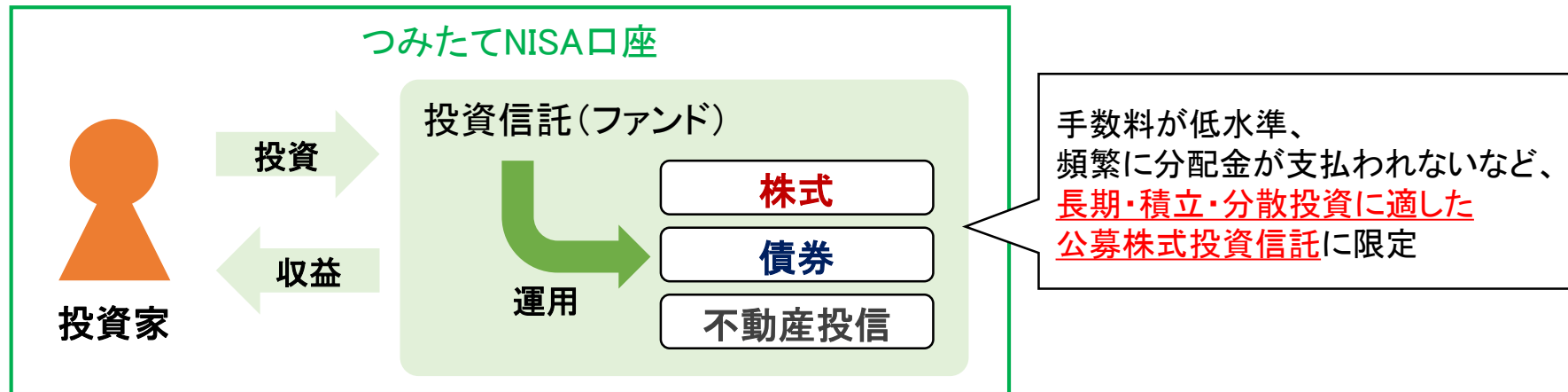
(注) 1. 各指数は、配当を含めるか否かの別、為替ヘッジの有無の別若しくは特定の一国を除外又は包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合における当該指数を含む。

2. 太字は単独で組成可能な指数

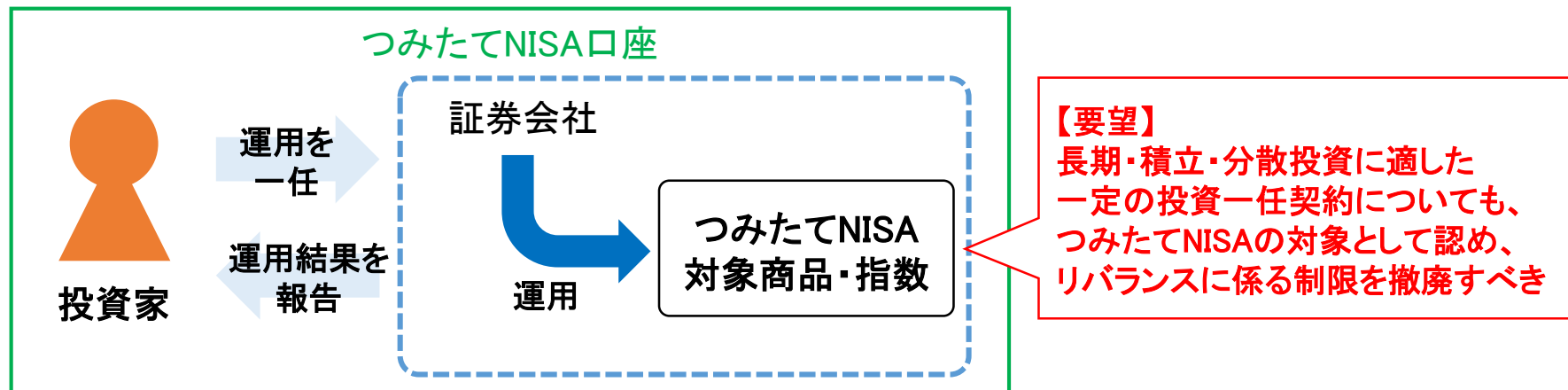
【要望】

つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること

【投資信託】 市場環境に応じてリバランスしても、つみたてNISAの非課税枠は費消されない

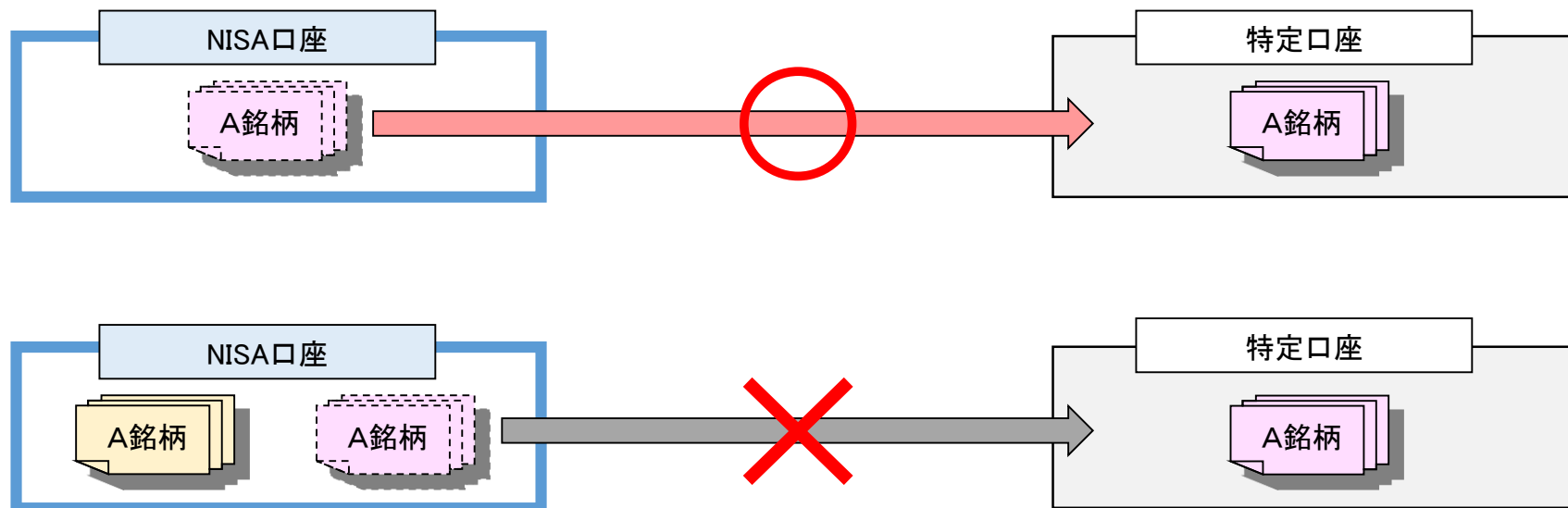


【投資一任契約】 リバランスするとつみたてNISAの非課税枠が費消されてしまう



【要望】

NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

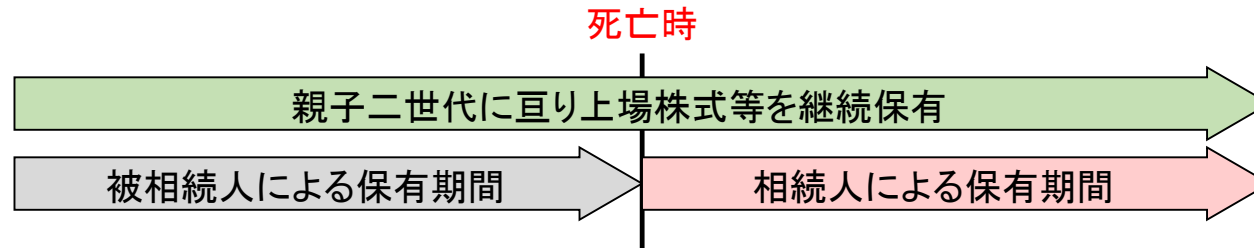


NISA口座から特定口座への移管を行う場合、
同一年分で保有する同一銘柄は全て移管することとされており**一部のみ**の移管は不可

NISA制度の利便性を損ねていることから
一部払出の制限を撤廃すべき

【要望】

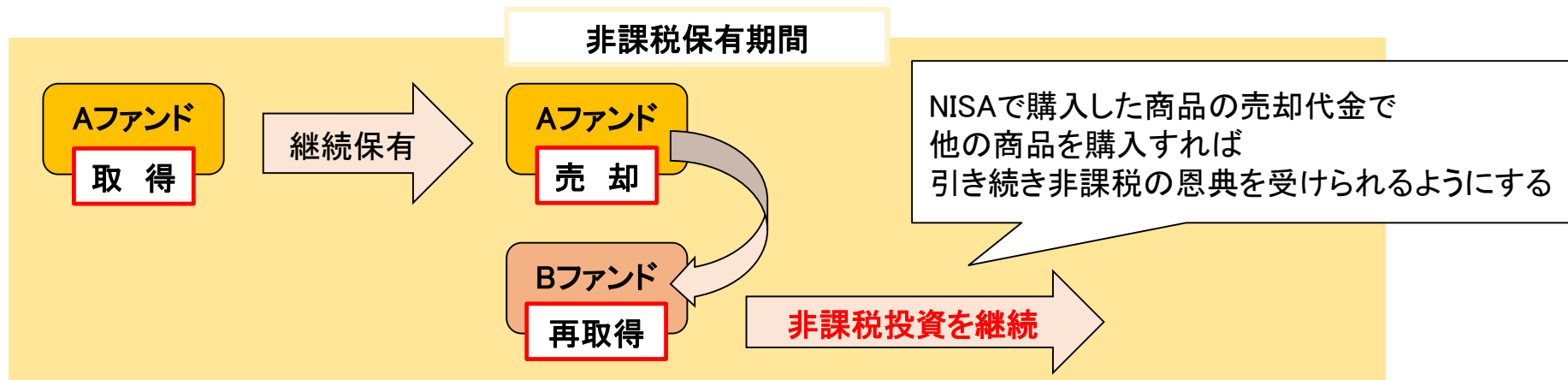
被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること



被相続人がNISA口座で保有⇒当該上場株式等に係る相続税を免除

【要望】

NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内でのほかの上場株式等の再取得を認めること



NISA口座の中での保有資産のリバランスを可能とする観点から、再取得を認めるべき

◆ NISA制度の恒久化・根拠法の制定等

【要望】

NISA制度を恒久化又は延長すること

2020年度税制改正により、つみたてNISAは5年間(2042年末まで)、
一般NISAは2階建ての制度に衣替えのうえ5年間(2028年末まで)、制度期限が延長された

【一般NISA】

年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
その年の 非課税投資枠	120万円	120万円	120万円	120万円	122万円 2階:100万円 1階:22万円	122万円 2階:100万円 1階:22万円	122万円 2階:100万円 1階:22万円	122万円 2階:100万円 1階:22万円	122万円 2階:100万円 1階:22万円	0万円

【つみたてNISA】

年	2020年	...	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年
その年の 非課税投資枠	40万円	...	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	0万円

5年間延長

家計の中長期的な資産形成や市場へのリスクマネー供給をより一層促進するためには
NISA制度の恒久化又はさらなる延長によって、制度の安定性を確保することが不可欠

【要望】

NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

【非課税制度の利用状況と根拠法】

		利用者	規模※	根拠法
確定拠出年金	企業型DC	690万人	12.5兆円	確定拠出年金法のもと 恒久的な制度 として導入 （目的） ・国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型DC（iDeCo）	121万人	1.6兆円	
財形貯蓄	住宅財形	63万人	1.6兆円	勤労者財産形成促進法のもと 恒久的な制度 として導入 （目的） ・勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	160万人	2.9兆円	
NISA	NISA （一般・つみたて） ・ジュニアNISA	1,314万人 （一般NISA）1,155万人 （つみたて）127万人 （ジュニア）32万人	16.6兆円 （一般NISA）16.3兆円 （つみたて）1,332億円 （ジュニア）1,303億円	（現状、租税特別措置による制度） ⇒国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）の制定が必要

（注）2019年3月末時点。

（出所）厚生労働省、運営管理機関連絡協議会、金融庁

【要望】

取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

	NISA(20歳以上)		(参考) 英国株式型ISA
	NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月1日	2018年1月1日	1999年4月6日
口座開設者	20歳以上の居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳以上の居住者	20歳以上の居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳以上の居住者	満18歳以上の居住者
非課税保有期間	最長5年間 ⇒恒久化	最長20年間 ⇒恒久化	無期限
口座開設期間 (投資可能期間)	～2028年末まで	2042年末まで	期限なし (2008年に恒久化)
対象商品	上場株式、公募株式投信	長期の積立・分散投資に適した一定 の投資信託	株式、債券、 投信、保険等
非課税対象	配当、譲渡益		配当、譲渡益、利子
拠出限度額	年間120万円 (制度全体で600万円)	年間40万円 (制度全体で800万円)	ISA制度全体で 年間20,000ポンドまで

(注) 1. 成年年齢の引下げは2022年4月を予定。

2. NISAの拠出限度額は、2024年以降、2階建ての制度への変更に伴い年間122万円となる。

3. ISAの拠出限度額は2020課税年度の額。

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

【要望】

確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税

積立金に対して、1.173%（毎年）
～2023年3月末まで課税凍結



【要望】

特別法人税を撤廃

<参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運 用 時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給 付 時	課 税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課 税	課 税	課 税 (収益部分)	課 税

【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

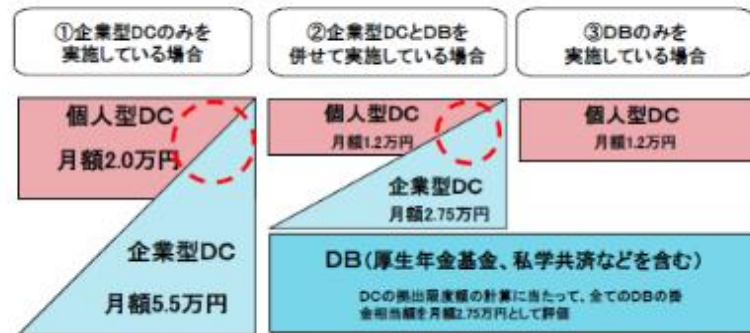
拠出限度額の引上げ

- ✓ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会において提案された、企業型DC・DBの両方又はいずれかの企業年金がある第2号被保険者が加入できるiDeCoの拠出限度額を月額2万円(ただし企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)に統一すべきとの見直し案を実現すべき

※現行制度への影響がある部分については、経過的な措置など、柔軟な対応が必要

- ✓ 更なる公平性を確保するためには、できるだけ早期に拠出限度額から事業主が拠出した掛金額(企業型DC・DB)を差し引いた金額を個人がiDeCoへ拠出可能な金額とすべき

【現行】



企業型DC加入者の
個人型DC加入の要
件緩和は法律事項

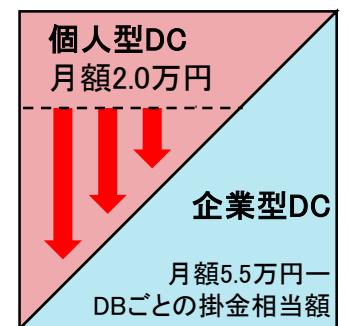
拠出限度額の金額
自体は政令事項
(DBの評価も政令
事項)

【見直しの一例 (DBごとの掛金額の実態を反映後)】



更なる公平性の確保

企業年金(企業型DC・DBの両方又はいずれか)を実施している場合



拠出
限度額

※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。

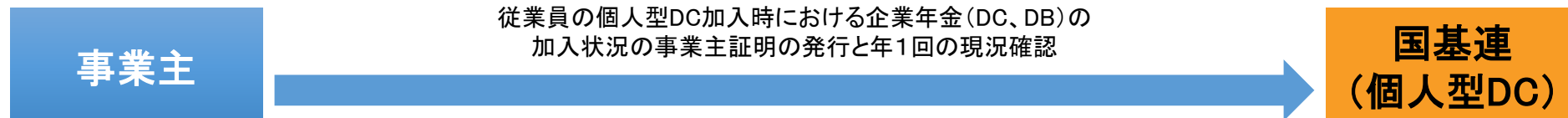
※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。

※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。

- ✓ 企業型DC・DB及びiDeCoの拠出額等の情報を一元管理し、その情報を加入者、事業主、受託関連機関等が利用できる仕組みの構築を前提とすべき

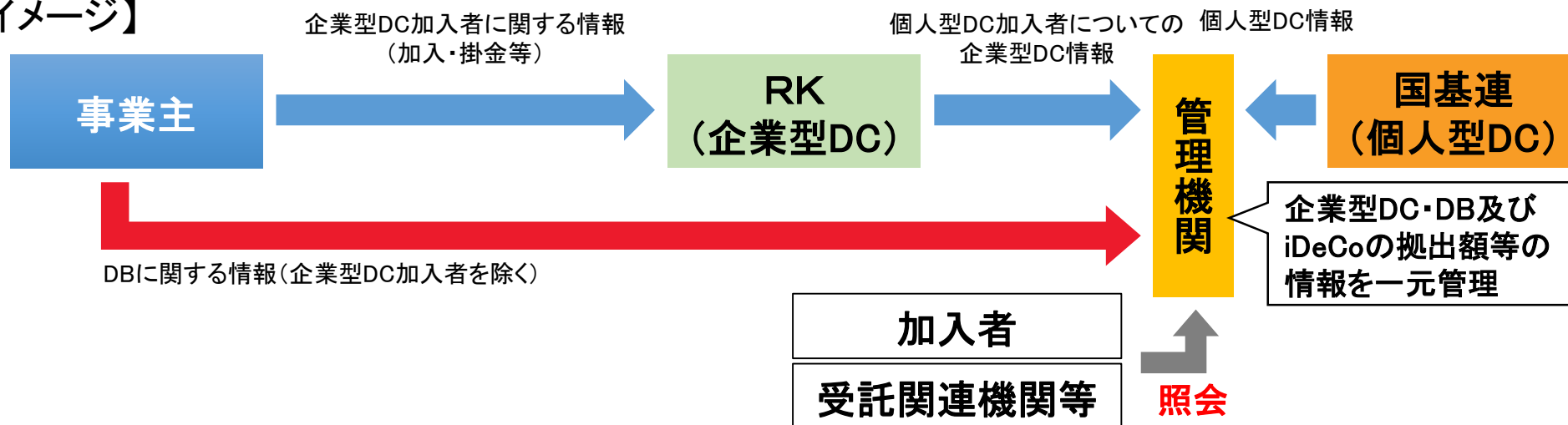
【現行】



【2022年10月～】



【イメージ】



- ✓ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会において提案された、見直し案を実施する上で、企業型DC・DBの掛金が増加となる場合 (企業年金制度の変更、昇降格、転職等)、iDeCoの掛金限度が増加となるため、年1回の掛金額変更の制限を廃止すべき

- ✓ 確定拠出年金制度(企業型DC及びiDeCo)については、個人の自助努力による老後の資産形成を後押しするとともに、公的年金を補完し、老後の生活を保障するための制度として、一層の発展・改善が望まれることから、企業型DCの拠出限度額の水準(現行月額5.5万円)について、検討いただく際には、企業型DC(マッチング拠出)、DB、iDeCoの制度をトータルに考えて、拠出限度額の引き上げを含め、諸施策を検討すべき

1. 企業型DC(現行)

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

【要望】

所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)

2. 個人型DC(iDeCo)(現行)

被保険者		年間拠出限度額
自営業者		816,000円
会社員等	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金なし	240,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金あり	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
専業主婦・主夫		276,000円

【要望】

- 所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)
- 限度額を細分化せず、可能な限り統一するなどの合理化・簡素化を図るべき
- 特に第2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること

(参 考)	年間拠出限度額
米国401(k)プラン	63,500ドル(6,985,000円)
英国個人年金制度	40,000ポンド(5,400,000円)

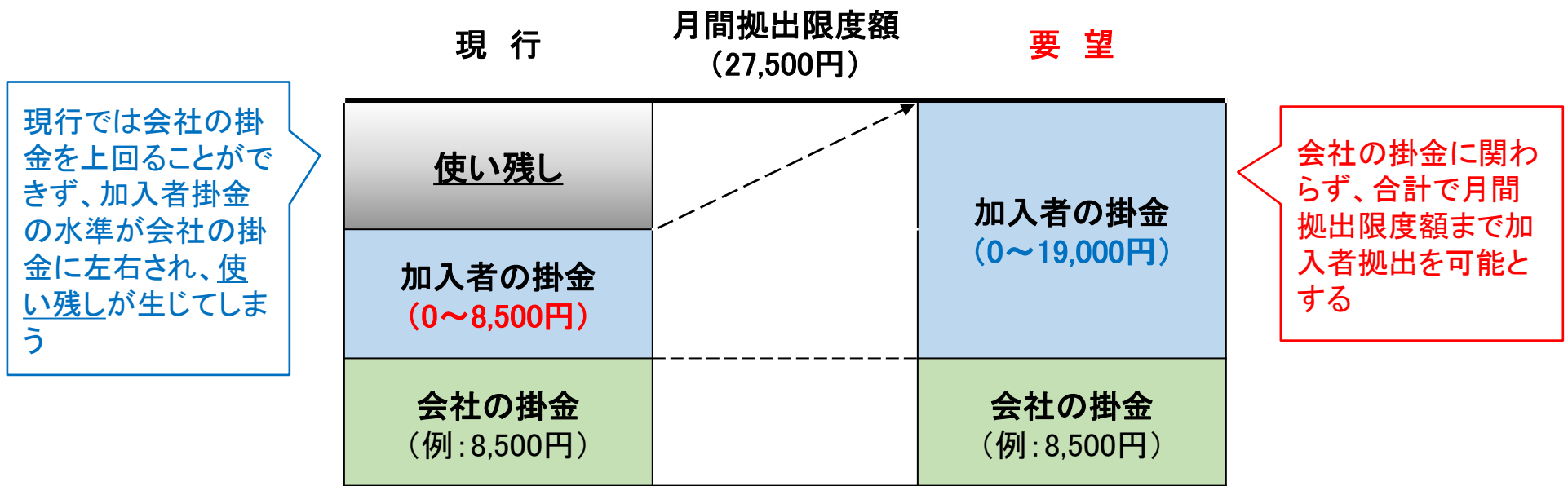
米国401(k)プランでは、加入者及び事業主掛金の合計の拠出限度額は年額で最大63,500ドル、英国では拠出主体や利用制度にかかわらず、年間4万ポンド(一生涯で107万ポンド)と高い額が設定されている

(注)1ドル=110円、1ポンド=135円換算。

【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

マッチング拠出の弾力化



退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること

米国では、50歳以上に対して、退職後に備えた貯蓄を促すため、年6,500ドル分の追加の拠出(キャッチアップ拠出)枠が設けられる(2020年時点)

我が国においても、加入者の自助努力による十分な額の老後資金の確保を促すため、一定年齢以上の加入者に対して、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出(キャッチアップ拠出)枠を設けるべき

【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

中途引出要件の緩和

現行	60歳まで原則払出不可
----	-------------

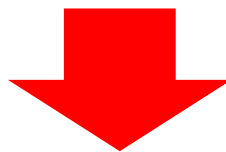


要望	災害等のやむを得ない事情のみ 中途払出を認める
----	----------------------------

老齢給付金の受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能にすべき
もしくは、要通算加入期間を2分の1にすべき

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳



要望	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注) 2022年5月以降は、60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていなくても、
加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能となる予定。

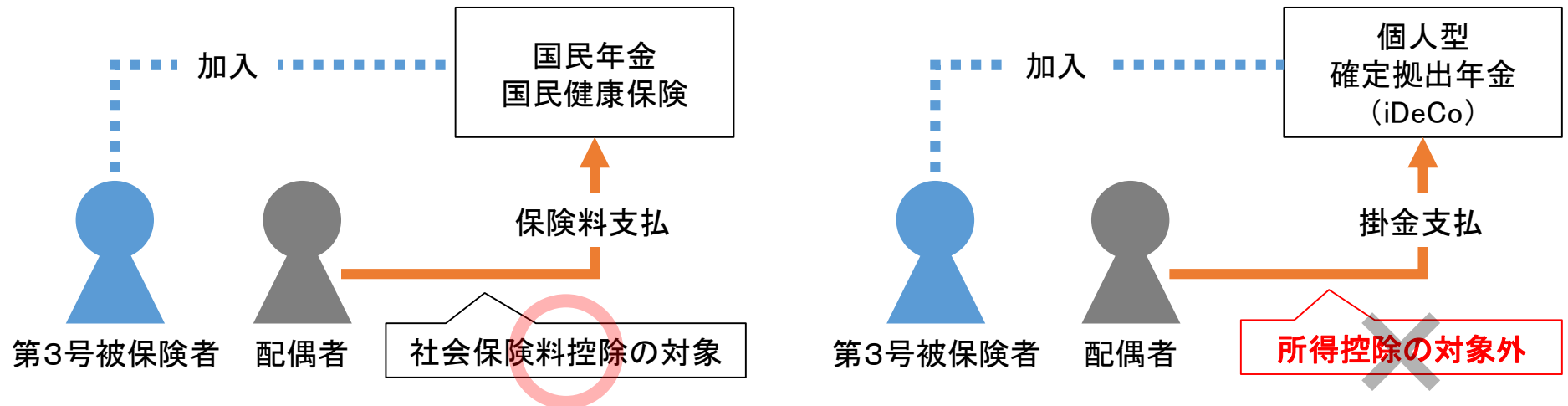
【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、加入者が拠出する掛金の全額が所得控除の対象となるが、課税所得がない第3号被保険者はそのメリットを享受できない。

iDeCo加入者の裾野を広げ、自助努力による老後資金の確保を促すため、例えば、社会保険料控除と同様に、第3号被保険者のiDeCo掛金を配偶者等が拠出した場合には、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにすべき



V 「国際金融都市」としての地位向上のための税制措置

【要望】

金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入に係る環境整備に資するための税制措置を講じること

経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～（抜萃） （2020年7月17日閣議決定）

第3章「新たな日常」の実現

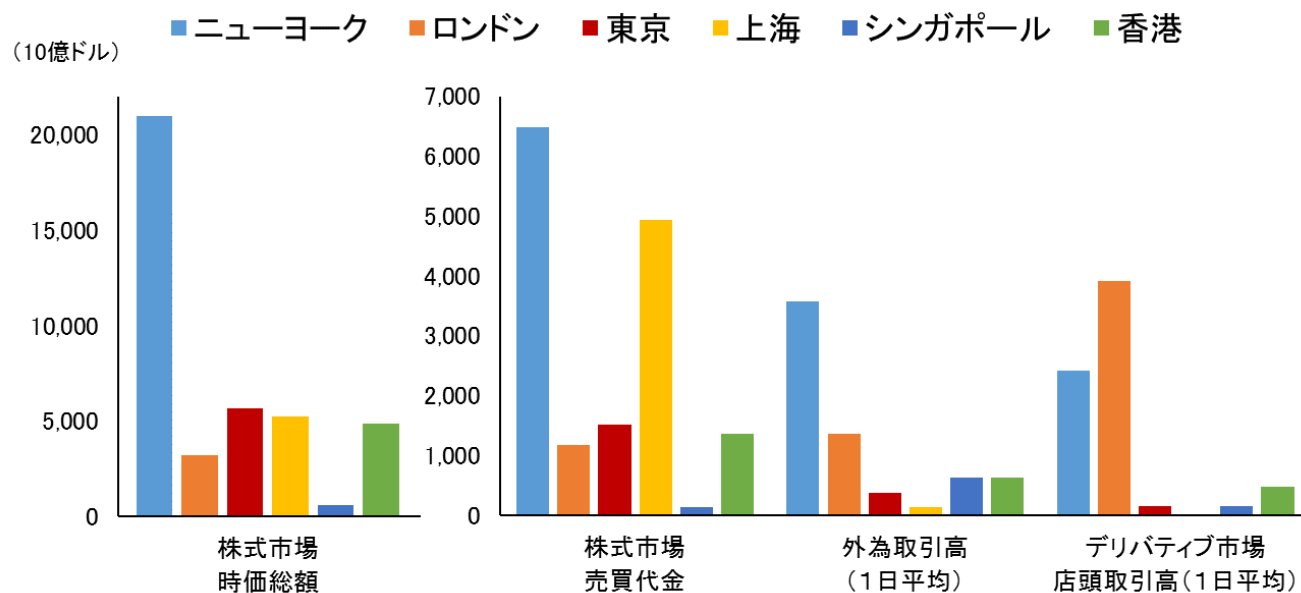
5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

（3）サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築（抜萃）

海外金融機関等の受入に係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す。

（参考）国際金融センター指数（2020年3月版）と市場データ

順位	昨年比	都市名
1	—	ニューヨーク
2	—	ロンドン
3	↑3	東京
4	↑1	上海
5	↓1	シンガポール
6	↓3	香港
59	↓32	大阪



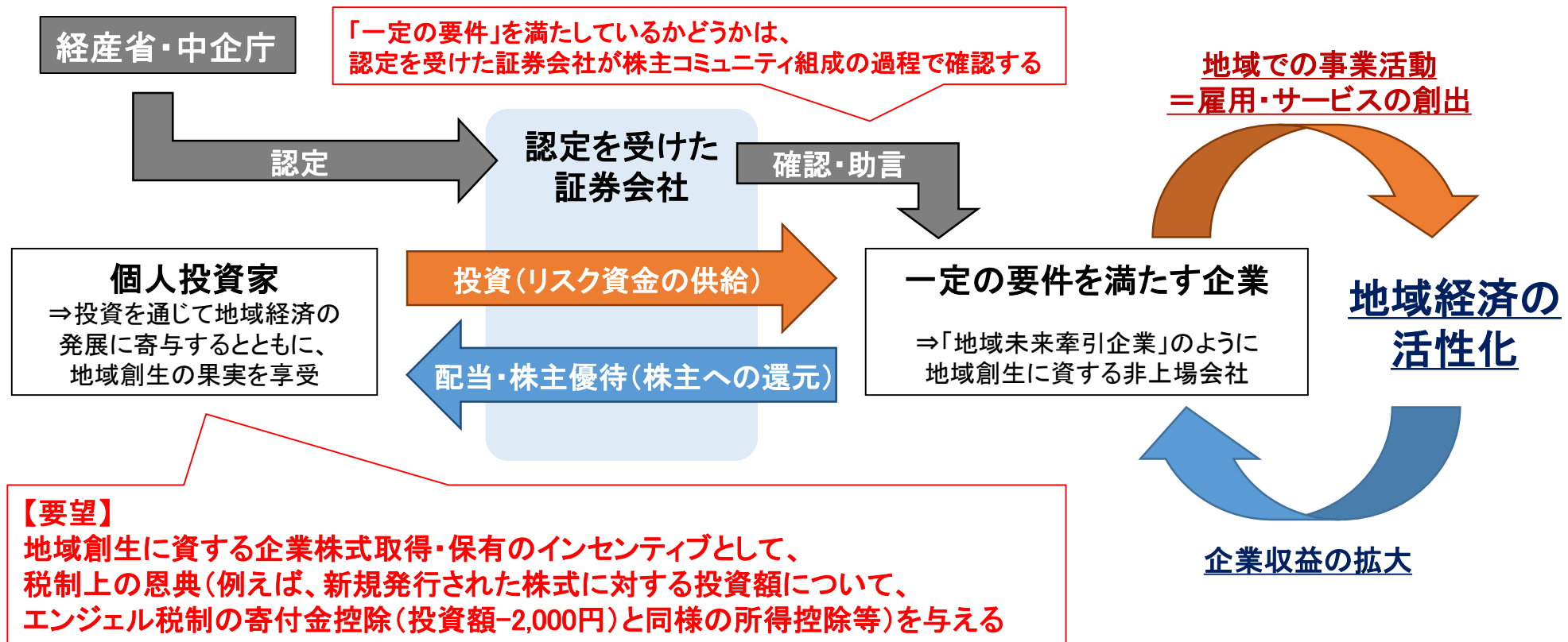
（注）株式市場時価総額は2020年6月時点。株式市場売買代金は2020年1～6月の合計。外為取引高、デリバティブ市場店頭取引高は2019年12月時点。

（出所）Y/Zen、公益財団法人国際金融情報センター

VI 地方創生のための税制措置

【要望】

地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること
(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)



※「地域未来牽引企業」…地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手、および担い手候補である企業として経済産業省が選定した企業。(一次選定:2,148社、追加選定:1,543社)

VII SDGs(持続可能な開発目標)推進のための税制措置

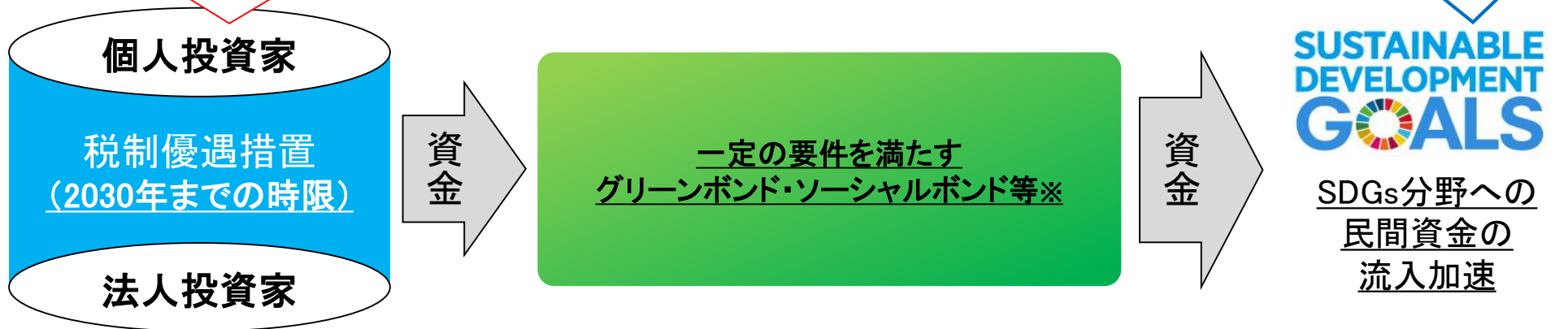
【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること)

【例(債券の場合)】

【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券について
その残高額の1%を所得控除として与える



(注)一定の要件(税制適格債券の基準)とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会(ICMA)が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府又は第三者機関による認証を得られること等が考えられる。

VII 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

【要望】

金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

【2020年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する

金融所得の税率の引上げは、格差是正のための政策としては国民の納得感が得られないのではないか

- 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の**約96%(約4,950万人)**にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている

⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないか

- 金融資産保有額が多い層は、収入を年金に依存している高齢者が中心

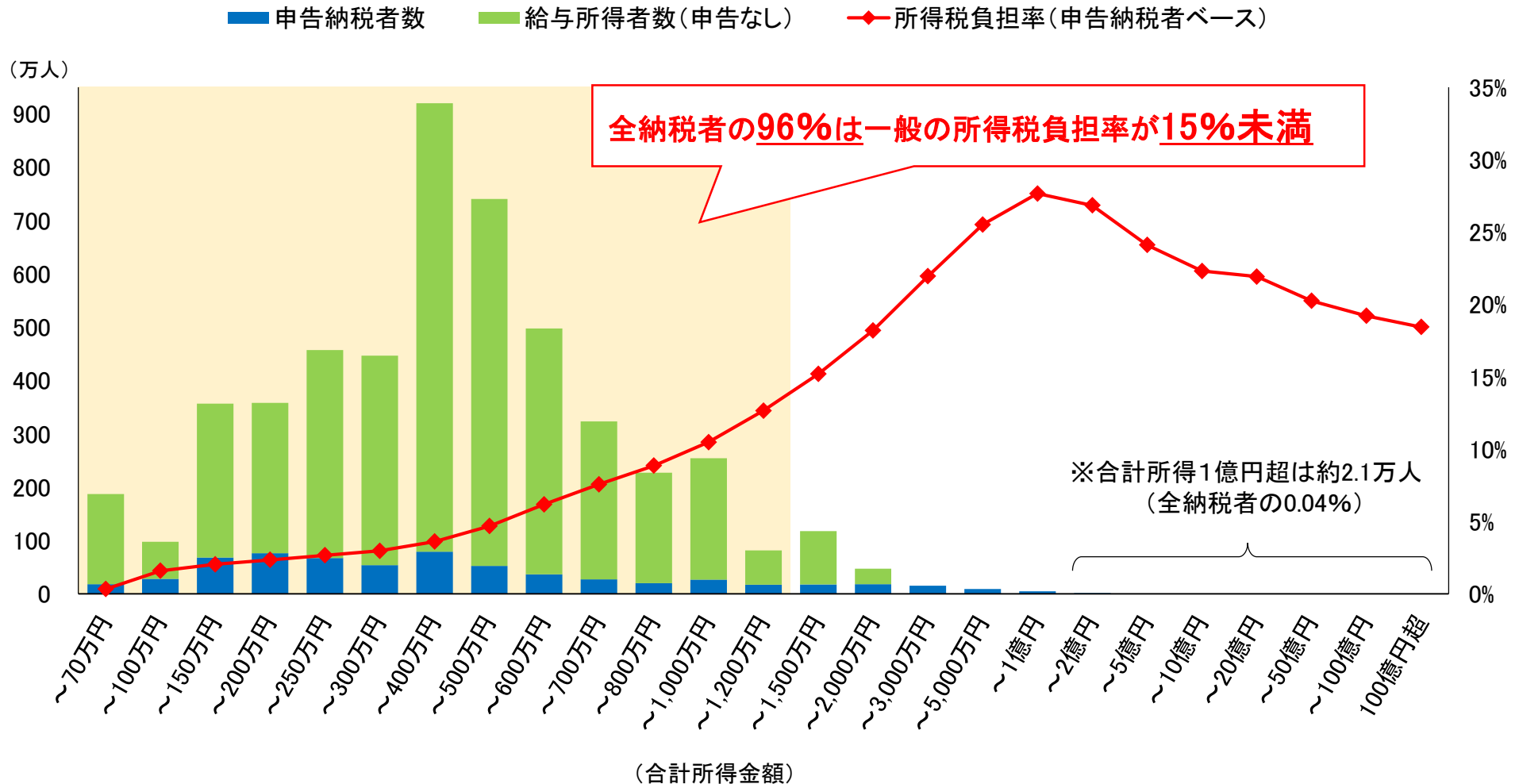
⇒税率引上げにより、特に年金に依存している高齢者に与えるダメージが大きいのではないか

配当に支えられている家計の金融所得が損なわれ、成長と分配の好循環に水をさし、デフレ脱却にも障害となるのではないか

- 長引くデフレ下で家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。その中で金融所得(利子、配当等)は主として金利の低下により減少(なお、足元では配当が利子を上回り、金融所得の柱)

(参考) 金融所得の税率と一般税率(所得税)とのバランス

- ◆ 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律(国税15%、地方税5%)
- ◆ 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約96%(約4,950万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている



(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査(平成30年分)」および「申告所得税標本調査(平成30年分)」をもとに日証協試算。

◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>300万円</u>	<u>0円</u>

【現行制度】

2018年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2021年まで)の繰越が可能

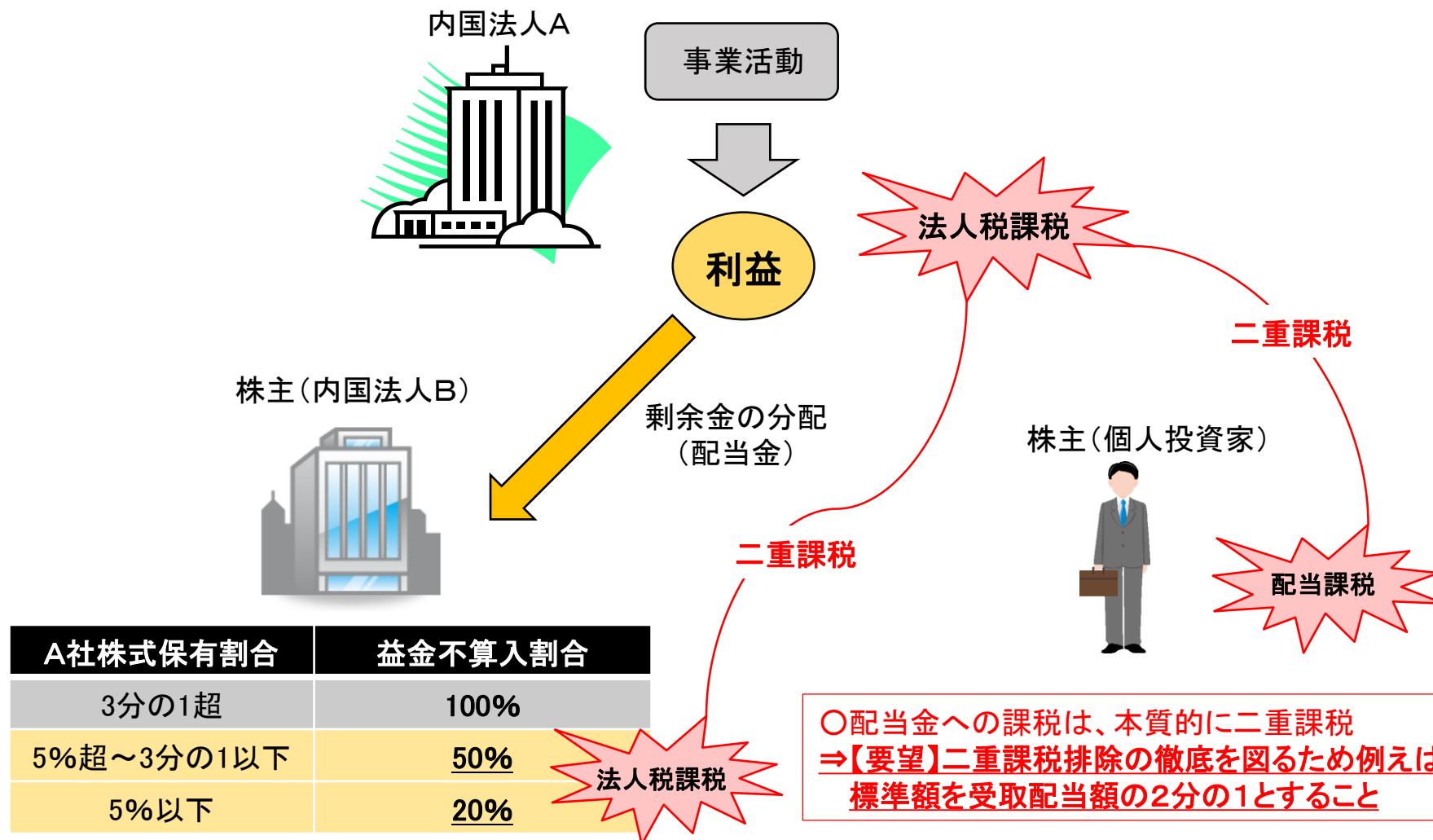
【問題点】

上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2022年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

◆ 配当の二重課税の排除

【要望】

配当の二重課税排除の徹底を図ること



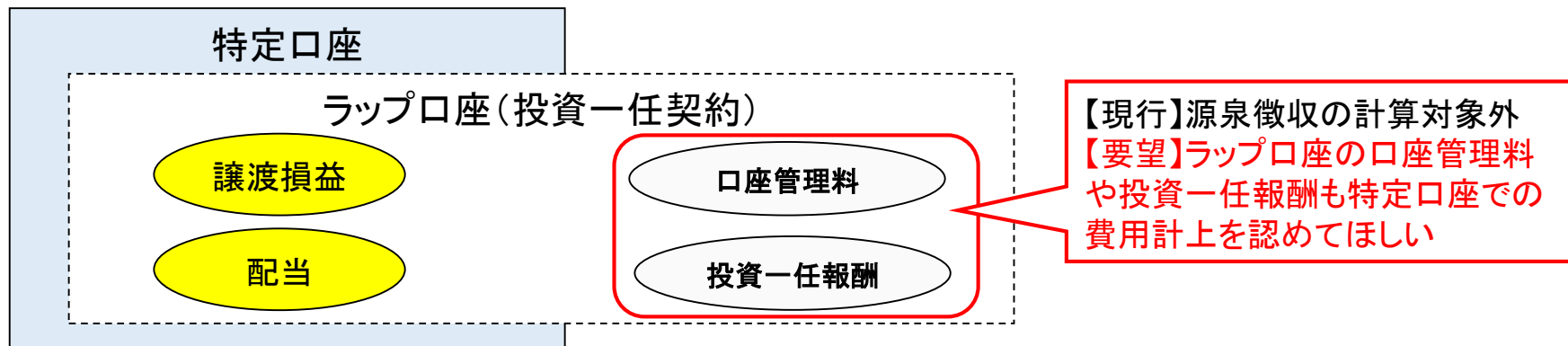
Ⅸ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 特定口座の利便性向上

【要望】

源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行った場合と整合的なものとする

源泉徴収選択口座におけるラップ口座損益等の計算対象



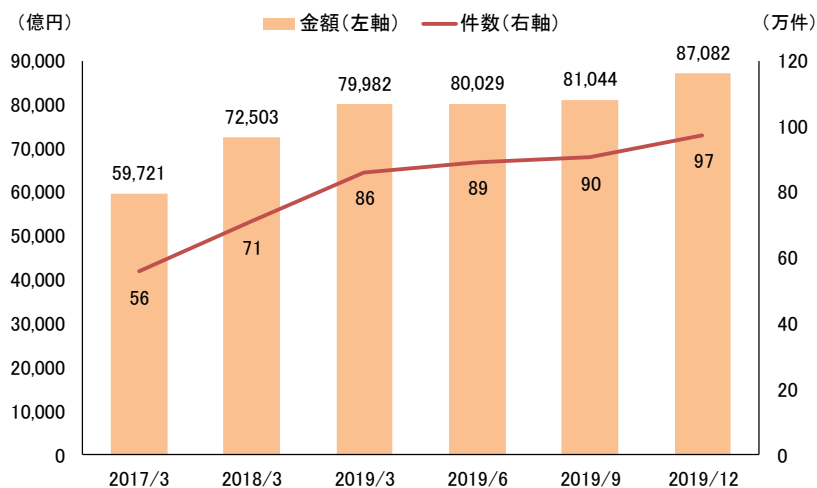
【現行のラップ口座の口座管理料等の取扱い】

- ✓ 所得区分を譲渡所得とする場合、特定口座(源泉徴収選択口座)においては、源泉徴収時は、「譲渡に要した費用の金額」のみが費用計上可能であることから、ラップ口座の口座管理料や投資一任報酬の計上ができないこととなっている
- ✓ 一方、確定申告時は、投資一任契約に基づいて支払う固定報酬及び成功報酬の費用計上が認められている



源泉徴収時と確定申告時で
投資一任契約に係る費用の取扱が異なる

(参考) 投資一任契約(個人)の契約件数及び金額の推移



(出所) 日本投資顧問業協会より日証協作成。

【要望】

上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税を繰延べるとともに、当該上場株式が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

政府税調(平成12年10月3日)「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」

組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考えられる。したがって、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。

「資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無い」と考えられるコーポレートアクションの例

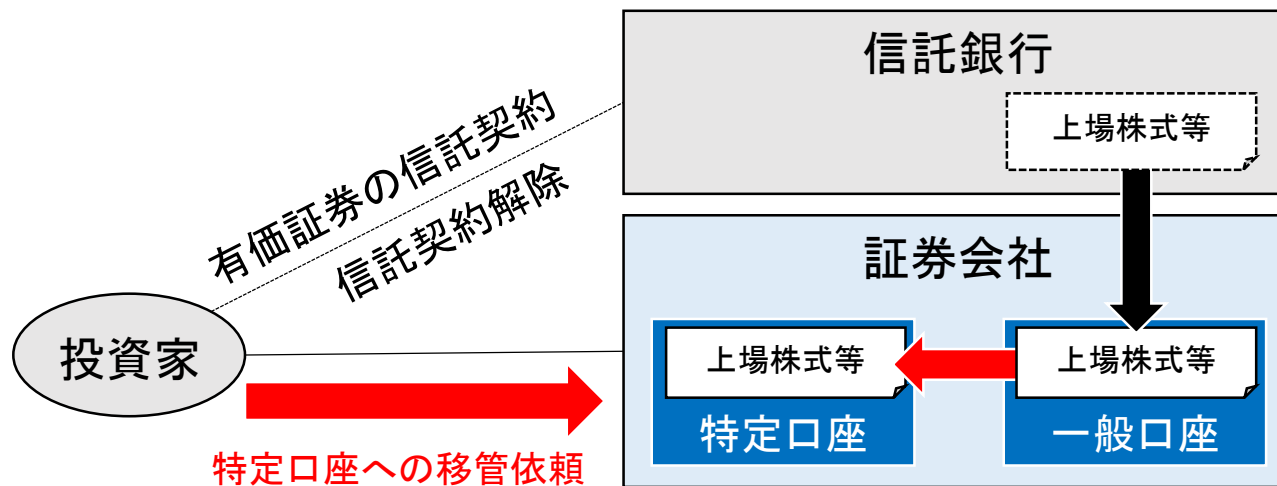
発行体からのオファーによる債券交換

預託証券等(ADR、CDI、JDR等)と株式の交換

外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続性が担保されていることを証することができるもの

【要望】

上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること



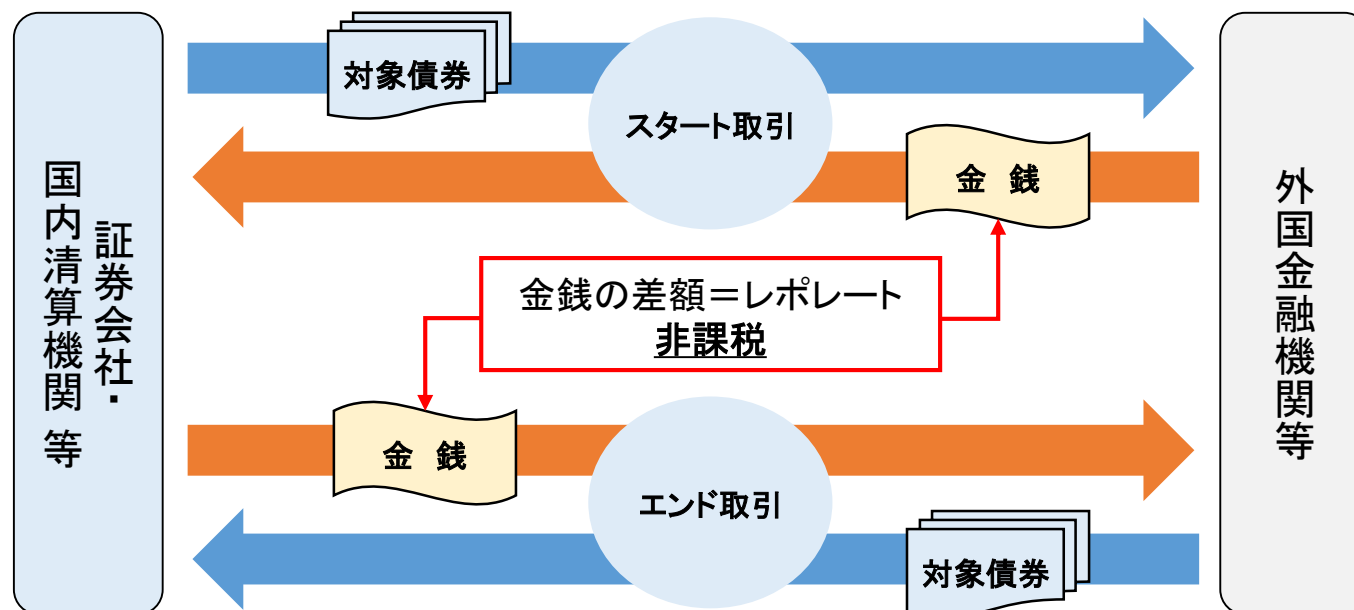
【証券会社への提出書類(例)】

1. 特定口座への移管依頼書
2. 信託契約の解除により証券会社の口座に移管されることがわかる書類(銘柄名、数量が記載されているものに限る)
3. 信託契約の解除により移管された上場株式等の取得日、取得価額が記載された書類
4. 当該個人の口座(特定口座を除く)において、信託契約の解除により移管された上場株式等と同一の銘柄を保有していない旨が記載された念書

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

【要望】

外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券の範囲の拡充を図ること



〔対象債券〕

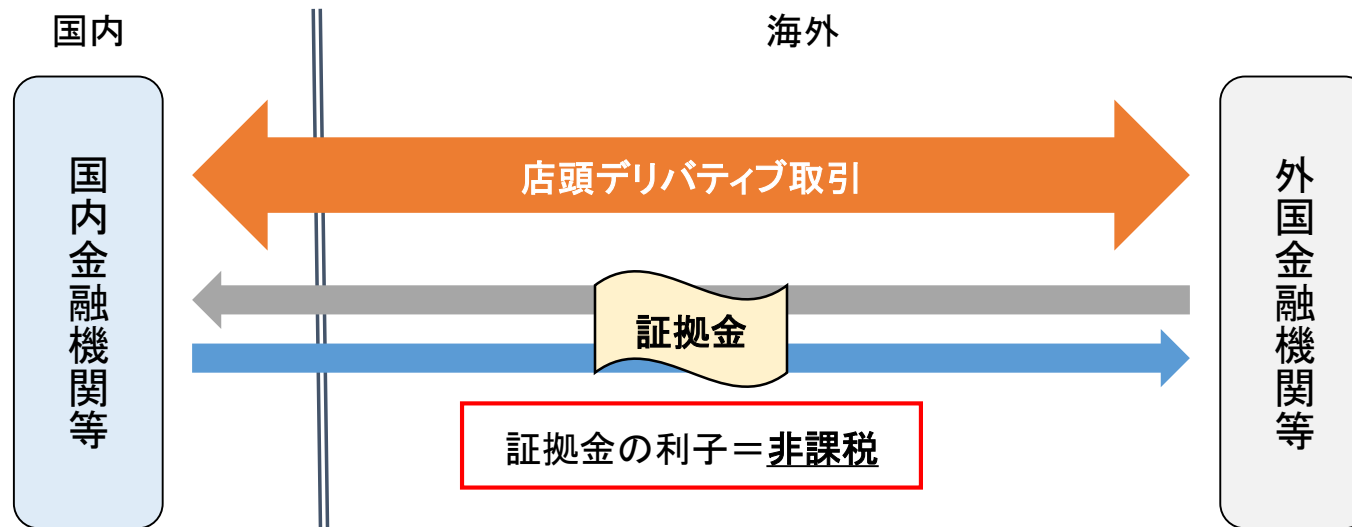
- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券

➡ **【延長】**2021年3月末までとされている適用期限を延長又は撤廃すること

【拡充】対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大するとともに、
外国金融機関等の範囲に法人格のない組合型又は信託型の外国籍ファンドを加えること

【要望】

外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること



〔外国金融機関等〕

- 外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人（租税特別措置法第42条第4項第1号）



【延長】2021年3月末までとされている適用期限を延長又は撤廃すること
【拡充】外国金融機関等の範囲に、租税特別措置法第42条の2第3項に規定する外国金融機関等以外の外国法人を加えること

【要望】

一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

例：日・露租税条約

	現行条約	改正後
配 当	15%	免税：年金基金受取
		5%：議決権保有割合15%以上、保有期間365日以上
		15%：不動産化体株式
		10%：その他

<国税庁「源泉所得税の改正のあらまし(平成30年10月)>

「不動産化体株式に係る配当」とは、一方の締結国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合、信託財産又は投資基金の持分を含みます。)から取得する配当で、その株式又は同等の持分の価値の50%以上が、その配当の支払に先立つ365日の期間のいずれかの時点において、新条約第6条に規定する不動産であって他方の締結国内に存在するものによって直接または間接に構成されるものをいいます。

<所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約> 第6条

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

不動産化体株式の該当性を金融機関側(源泉徴収義務者)では判断できず、対応できない状況



【要望】実務対応が可能となるような方策を講じること

X その他の税制措置

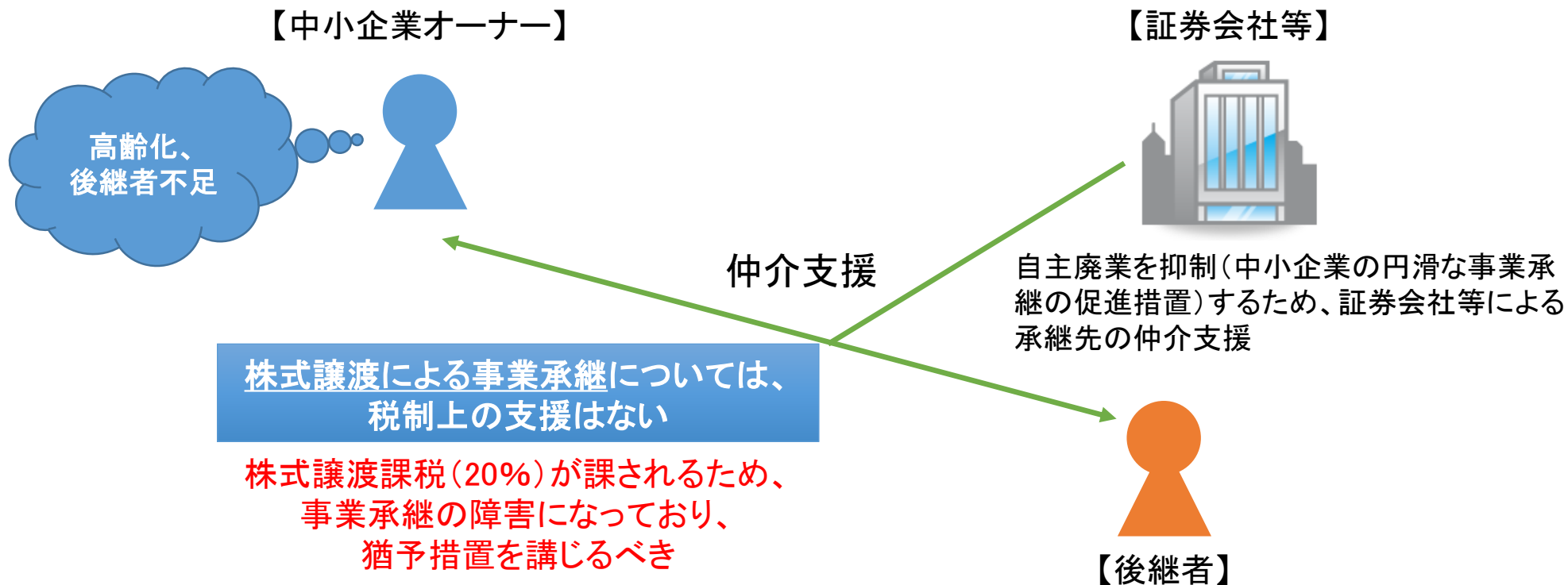
【要望】

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること

【中小企業の事業承継】

※既に後継者がいる場合、後継者への株式贈与・相続による事業承継については、納税猶予の措置あり

未だ後継者がいない場合



【要望】

投資信託等に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

○ 投資信託等に係る外国税額控除制度における課税標準額のイメージ

分配金等(外国税額除く)



分配金等(外国税額除く)	外国税額
--------------	------

国税では外国税額を課税標準額に加算したうえで税額計算を行い、二重課税分を控除する

地方税の課税標準額は国税に準じるが、地方税については外国税額控除制度が存在しないため、加算された外国税額分だけ地方税の負担が増してしまう

【要望】

投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

	不動産取得税	登録免許税 (所有権の移転)
通常	—	1,000分の20
投資法人等	課税標準額を2/5に軽減	1,000分の13



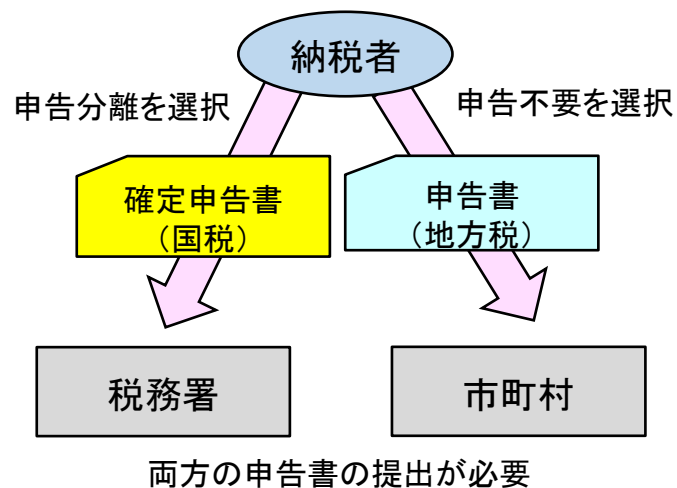
2021年3月末までとされている適用期限を延長すること

【要望】
上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

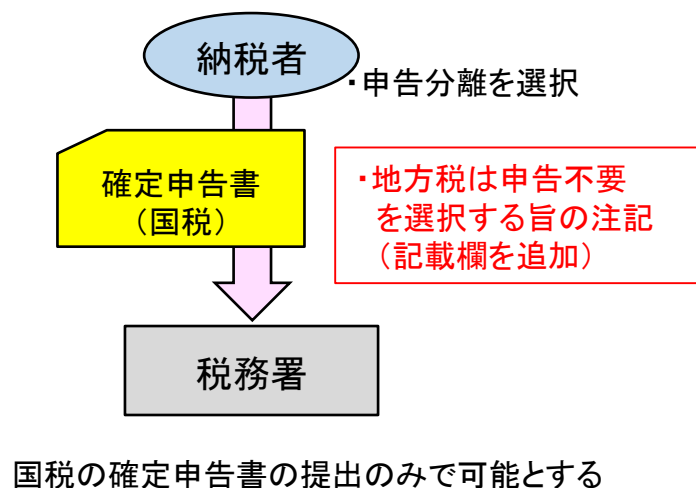
2017年度税制改正により、所得税と住民税で異なる課税方式を適用できることが明確化された

主な例	所得税	住民税
配当所得	総合課税	申告不要
	申告分離課税	申告不要
譲渡所得	申告分離課税	申告不要

現行(配当所得の例)



要 望



(参考)個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入拡大に向けた事務手続きの簡素化

【問題意識】

- ◆ iDeCoは金融商品としては小口の取引であり、それに比して煩雑な事務手続きが、その普及のハードルになっている。国民に老後へ備えるための手段が広く平等に普及するためには、iDeCoにおける事務手続きを簡素にする必要がある。



【制度改善要望事項】

iDeCoにおける事務手続きは、マイナンバーを活用することにより、一定の簡素化が図られると想定される。具体的には以下のスキームが考えられるのではないかと

【具体的なスキーム案: 日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する(金融機関が別に管理しているものも利用可能)

記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号からマイナンバーの利用へ

- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続き等を不要にする

(参考)税務統計の充実に向けた提案

- 総務省は「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、各方面の統計ニーズを踏まえた公的統計の作成及び提供を推進し、報告者負担に配慮した改善を図るため、国が実施する統計調査について、回答に当たっての様々な負担の軽減や調査方法の改善などの要望等を募集。
- 日証協は平成30年8月に日本経済団体連合会が実施した「総務省『統計調査に関する提案募集』に向けたアンケート調査」に以下のとおり意見を提出。

<日証協回答(一部抜粋)>

✓ 日本の税務統計等の精緻化について

国税庁が公表している税務統計は、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)を推進していくうえで重要なデータの一つであることから、内容について一層の充実を図っていく意義があると考え。そのうえで、日本の税務統計等の項目については、以下の点でより精緻化する余地があるのではないか。(中略)

・NISA制度に関する統計を作成・公表すること

現在、NISA制度の統計については金融庁からの依頼により各金融機関が提供した情報に基づいて作成されている。NISA制度では各金融機関は非課税口座年間取引報告書等を税務署に提出しており、そこから統計を作成・公表いただきたい。

(参考)NISAと同様の制度を持つイギリス(ISA)・カナダ(TFSA)においては、税務当局(HMRC、CRA)が主体となって、税務当局特有の観点も含めた多面的な統計を公表しており、これらの充実した統計が、制度の改善等を議論するにあたり重要な材料となっている。

✓ 日本のGDP推計における分配側の計算の精度向上について

GDP統計における家計の受取利子・配当額について、アメリカ・イギリスでは、税務データを積み上げて推計を行っているが、日本では残差から推計することとなっているため、実態との乖離が大きい可能性がある